

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年12月20日提出
【発行者名】	ニッセイアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宇治原 潔
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
【事務連絡者氏名】	投資信託企画部 茶木 健
【電話番号】	03 - 5533 - 4603
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンDCニッセイバランスアクティブDの名称】	
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額 上限5,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

DCニッセイバランスアクティブ

上記ファンドの愛称として「年年歳歳（確定拠出年金）」ということがあります。
（以下「ファンド」または「ベビーファンド」ということがあります）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託振替受益権です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）の依頼により信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。基準価額は日々変動します。なお、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは後記「（8）申込取扱場所」の照会先にお問合せください。

（５）【申込手数料】

ありません。

（６）【申込単位】

1円以上1円単位とします。

（７）【申込期間】

継続申込期間：平成24年12月21日（金）～平成25年12月20日（金）

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されません。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所につきましては、以下にお問合せください。
ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

(9) 【払込期日】

取得申込者は、各販売会社が定める期日（詳しくは販売会社にお問合せください）までに、申込代金を各販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に各々の販売会社より、委託会社の指定する口座を經由して、追加信託金として受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

払込取扱場所は申込取扱場所と同じです。以下にお問合せください。
ニッセイアセットマネジメント株式会社
コールセンター 0120-762-506
(午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます)

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

当ファンドは確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドであり、受益権の取得申込みの勧誘は、資産管理機関および国民年金基金連合会（国民年金基金連合会が委託する事務委託先金融機関も含みます）に対してのみ行われます。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

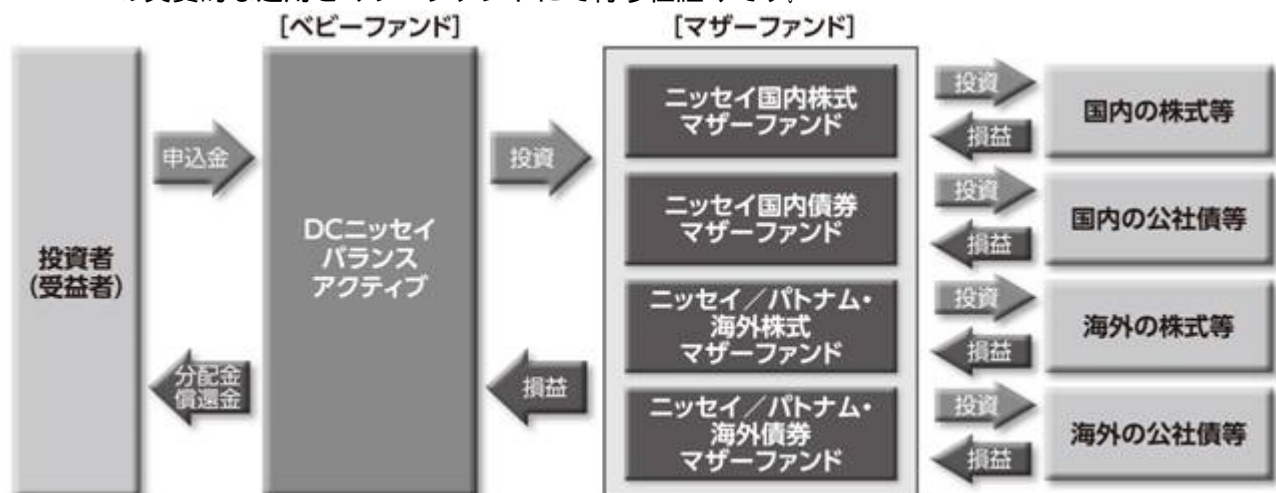
基本方針

ファンドは、確定拠出年金法（平成13年法律第88号）に基づく確定拠出年金制度向けのファンドとして、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

ファンドの特色

マザーファンドへの投資を通じて、日本を含む世界各国の株式および公社債に分散投資を行います。

- ・ファンドは「ファミリーファンド方式」で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



■ マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

運用収益の追求と安定を図るため、中長期的な資産配分方針として「基準資産配分」を設定し、その「基準資産配分」を中心に市場環境の変化等に応じて配分比を機動的に変動させる「短期最適資産配分」戦略を行うことにより、資産配分によるリスクをコントロールしつつ付加価値の向上を図ります。



※ファンダメンタルズとは、経済活動の状況を示す基礎的な要因のことで、経済の基礎的要件と訳されます。

国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーが行います。

ニッセイ国内株式マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
- ・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・グロース投資（成長株投資）、バリュー投資（割安株投資）などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

ニッセイ国内債券マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

- ・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウエイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・原則として、投資適格債への投資により、信用リスクを抑制します。

投資適格債とは、債券格付（債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度）が BBB 格相当以上の債券です。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）

- ・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄に分散投資します。
- ・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター（業種等）・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシー）

- ・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
- ・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
- ・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーは、パトナム・インベストメンツのグループ会社です。

パトナム・インベストメンツは1937年創立の米国で最も古い資産運用会社の1つです。運用資産は約1,243億ドル(約10兆円)、投信残高は約635億ドル(約5兆円)の規模を誇ります。
 設定済み投信は70本以上、投資家数は約500万人にのぼります。
 ファンドマネージャー、アナリストなどの運用担当専門職を136名有しています。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

信託金の上限

5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの分類

追加型投信 / 内外 / 資産複合に属します。

課税上は株式投資信託として取扱われます。

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下の通りです(該当区分を網掛け表示しています)。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
追加型	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般	年1回	日本		
公債	年2回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
社債	年4回	欧州		
その他債券	年6回	アジア		
クレジット属性 ()	(隔月)	オセアニア		
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式・債券) 資産配分変更型))	日々	アフリカ		
	その他 ()	中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマー ジング		

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書または約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	目論見書または約款において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産 （投資信託証券 （資産複合 （株式・債券） 資産配分変更型））	目論見書または約款において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 目論見書または約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。 目論見書または約款において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年2回	目論見書または約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル （日本含む）	目論見書または約款において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書または約款において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または約款において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

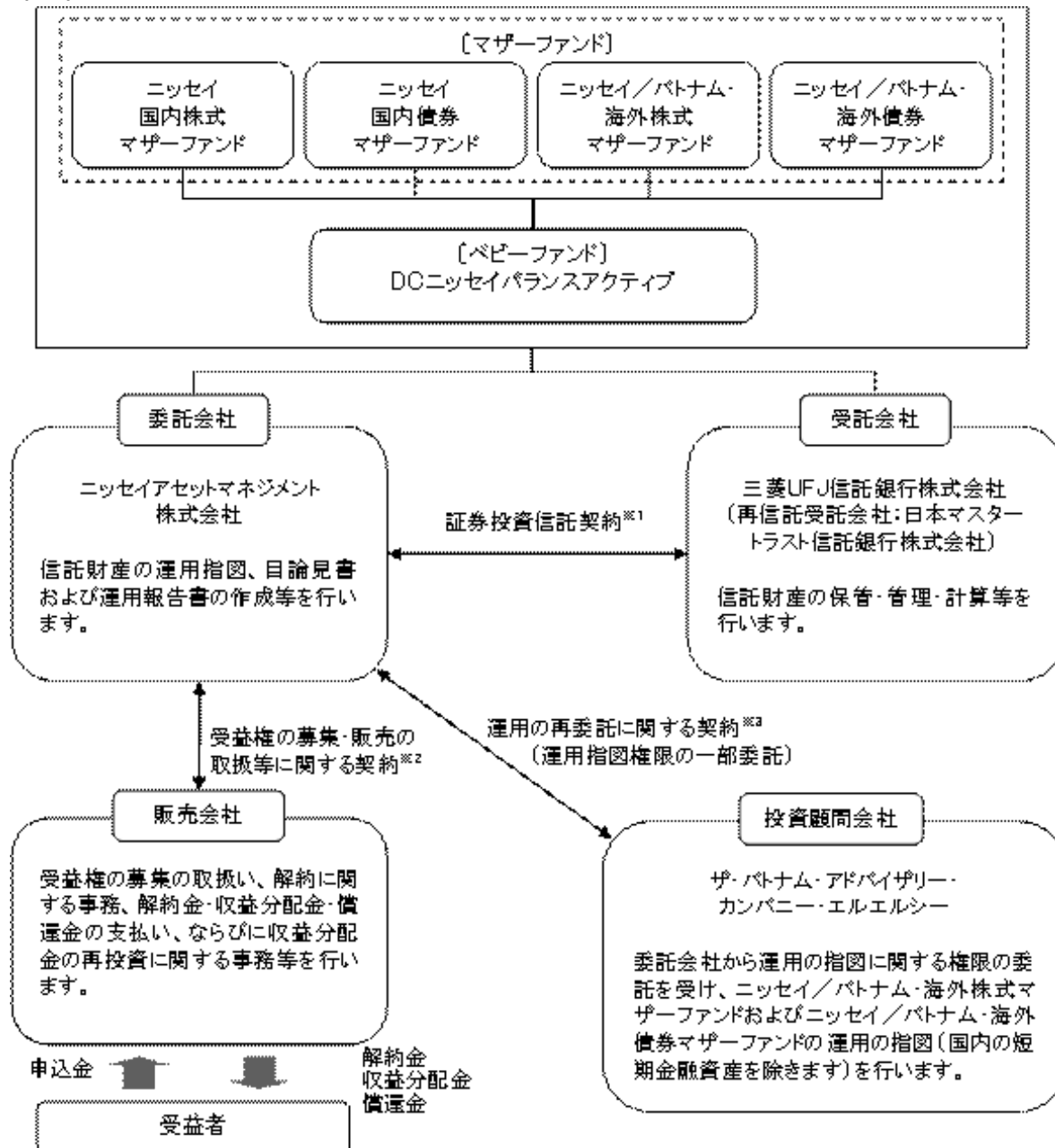
前記以外の商品分類および属性区分の定義については、
社団法人 投資信託協会ホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

（２）【ファンドの沿革】

平成13年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

平成23年12月21日 主要投資対象を「ニッセイバランスアクティブマザーファンド」から、
「ニッセイ国内株式マザーファンド」、「ニッセイ国内債券マザーファンド」、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」および
「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」に変更

(3) 【ファンドの仕組み】



- 委託会社と受託会社との間で結ばれ、運用の基本方針、収益分配方法、受益権の内容等、ファンドの運用・管理について定めた契約です。この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。
- 委託会社と販売会社との間で結ばれ、委託会社が販売会社に受益権の募集の取扱い、解約に関する事務、解約金・収益分配金・償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資等の業務を委託し、販売会社がこれを引受けることを定めた契約です。
- 委託会社と投資顧問会社との間で結ばれ、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限の一部を委託するにあたり委託する業務の内容、業務を遂行する際の両者間の取決めの内容を定めた契約です。

委託会社の概況（平成24年10月末現在）

- 委託会社の名称 : ニッセイアセットマネジメント株式会社
- 本店の所在の場所 : 東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
- 資本金の額 : 100億円
- 代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 宇治原 潔

5. 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第369号

6. 設立年月日：平成7年4月4日

7. 沿革

昭和60年7月1日 ニッセイ・ビーオーティー投資顧問株式会社（後のニッセイ投資顧問株式会社）が設立され、投資顧問業務を開始しました。

平成7年4月4日 ニッセイ投信株式会社が設立され、同年4月27日、証券投資信託委託業務を開始しました。

平成10年7月1日 ニッセイ投信株式会社（存続会社）とニッセイ投資顧問株式会社（消滅会社）が合併し、ニッセイアセットマネジメント投信株式会社として投資一任業務ならびに証券投資信託委託業務の併営を開始しました。

平成12年5月8日 定款を変更し商号をニッセイアセットマネジメント株式会社としました。

8. 大株主の状況

名 称	住 所	保有株数	比 率
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	97,604株	90.00%
パトナム・ユーエス・ホールディングス・エルエルシー	アメリカ合衆国マサチューセッツ州ボストン市ワン・ポスト・オフィス・スクエア	10,844株	10.00%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

主としてニッセイ国内株式マザーファンド、ニッセイ国内債券マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド、ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドへの投資を通じて、実質的に国内外の株式、公社債等に分散投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指します。

資産配分は、主にファンダメンタルズ分析、短中期の運用環境予測等に基づき機動的に変更します。

上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては、直接国内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（参考）マザーファンドの概要

ニッセイ国内株式マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄を主要投資対象とします。

b 投資態度

国内の証券取引所上場株式および店頭登録銘柄に投資し、TOPIX(東証株価指数) をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

TOPIX(東証株価指数)とは、日本国内の株式市場の動向を的確に表すために、東京証券取引所が公表する株価指数で、東証一部に上場されているすべての株式の時価総額で加重平均し、指数化したものです。なお、新規上場、上場廃止、増資など市場変動以外の要因により、時価総額が変わる場合には、基準時の時価総額を修正して、指数の連続性を維持します。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標もしくは使用の停止を行うことができます。

銘柄選択は幅広く企業訪問を行い、徹底した調査・分析に基づくボトムアップ・アプローチにより、成長性・割安度といった株価指標はもとより、企業経営を全体的に評価する形で組入候補銘柄を厳選します。

投資スタイルはあらかじめ限定せず、投資環境分析に基づくトップダウン・アプローチにより最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

上記運用戦略に基づき組入銘柄・組入比率を最終的に決定し、ポートフォリオを組成します。ファンドのリスク状況を随時モニターし、運用戦略との整合性を維持します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資は行いません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

ニッセイ国内債券マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

国内の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

国内の公社債を主要投資対象とし、NOMURA-BPI国債 をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

NOMURA-BPI国債とは、日本国内で発行される国債の流通市場動向を的確に表すために、野村證券株式会社によって計算、公表されている投資収益指数であり、その知的財産は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切の責任を負うものではありません。

デュレーションコントロールに加え、銘柄分析、イールドカーブ分析に基づき、ポートフォリオ・マネージャーが運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちますが、資金動向、市況動向およびその見通し等によってはそのような運用を行わない場合があります。

(3) 投資制限

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資を行い、MSCI KOKUSAI指数（円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

MSCI KOKUSAI指数とは、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く世界の主要先進国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

運用スタイルを限定せず、幅広い企業訪問等に基づくファンダメンタル分析やクオンツ分析を通じて、世界各国の投資魅力が高い企業を抽出します。

組入れ銘柄の決定に際しては、国・セクターの要素を同時に分析し、分散したポートフォリオを構築します。

株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

(1) 基本方針

このマザーファンドは、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

(2) 運用方法

a 投資対象

日本を除く世界主要先進国の公社債を主要投資対象とします。

b 投資態度

主として日本を除く世界主要先進国の公社債に分散投資を行い、シティグループ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、これを中長期的に上回ることを目標にアクティブ運用を行います。

シティグループ世界国債インデックスとは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した債券指数で、世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均し、指数化したものです。シティグループ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクは当ファンドとは何ら関係なく、ファンドの運用成果に対して一切の責任を負うものではありません。

運用にあたっては、ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー(The Putnam Advisory Company, LLC.)に運用指図に関する権限（国内の短期金融資産の運用の指図に関する権限を除きます）を委託します。

各国の市況動向や政治・経済情勢を勘案して国別配分比率およびデュレーションの調整を行います。

債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

為替については、公社債とは独立した投資対象と考え、エクスポージャーのコントロールを行うことにより、運用効率の向上、収益の確保を図ります。ただし、為替エクスポージャーは原則として信託財産の純資産総額の範囲内とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）および上場予定・登録予定株式への投資は、その投資額の合計が、信託財産の純資産総額の15%以下の範囲で行います。

(2) 【投資対象】

a 主な投資対象

下記の各マザーファンドを主要投資対象とします。

ニッセイ国内株式マザーファンド

ニッセイ国内債券マザーファンド

ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。

b 約款に定める投資対象

投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「(5)投資制限 b 約款に定めるその他の投資制限 先物取引等、スワップ取引および金利先渡取引および為替先渡取引」に定めるものに限ります)
 - ハ. 金銭債権(イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます)
 - ニ. 約束手形(イ. に掲げるものを除きます)
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

有価証券

主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された下記1. から4. までのマザーファンドならびに次の5. から26. までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます)に投資します。

 1. ニッセイ国内株式マザーファンド
 2. ニッセイ国内債券マザーファンド
 3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド
 4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド
 5. 株券または新株引受権証券
 6. 国債証券
 7. 地方債証券
 8. 特別の法律により法人の発行する債券
 9. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます)の新株引受権証券を除きます)
 10. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます)
 11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます)
 12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます)
 13. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます)
 14. コマーシャル・ペーパー
 15. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ)および新株予約権証券
 16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5. から15. の証券または証書の性質を有するもの
 17. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます)
 18. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます)
 19. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます)
 20. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります)
 21. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます)
 22. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
 23. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の

受益証券に限ります）

- 24． 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
- 25． 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 26． 外国の者に対する権利で25．の有価証券の性質を有するもの

なお、5．の証券または証書、16．および21．の証券または証書のうち5．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6．から10．までの証券ならびに16．および21．の証券または証書のうち6．から10．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17．および18．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品

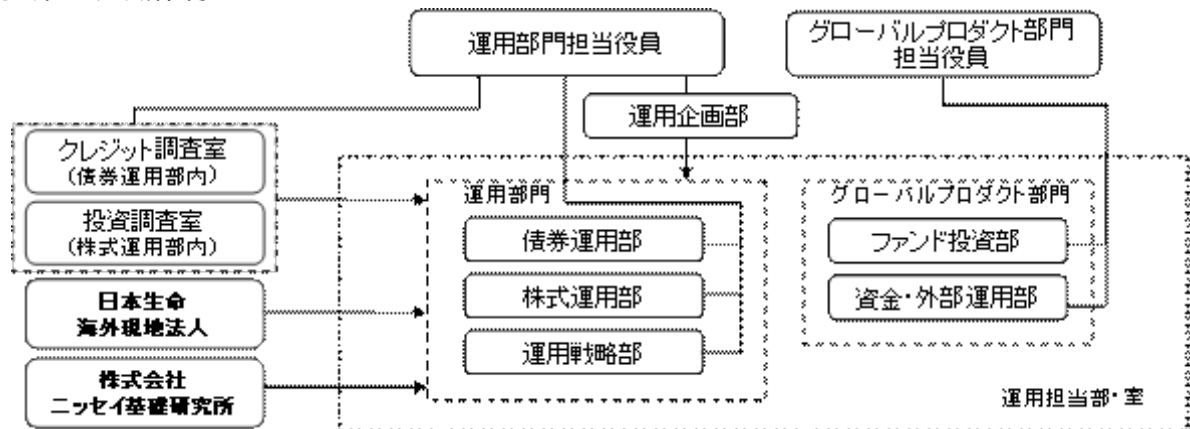
信託金を前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下 において同じ）により運用することができます。

- 1． 預金
- 2． 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3． コール・ローン
- 4． 手形割引市場において売買される手形
- 5． 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6． 外国の者に対する権利で5．の権利の性質を有するもの

前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記 の1．から4．までに掲げる金融商品により運用することができます。

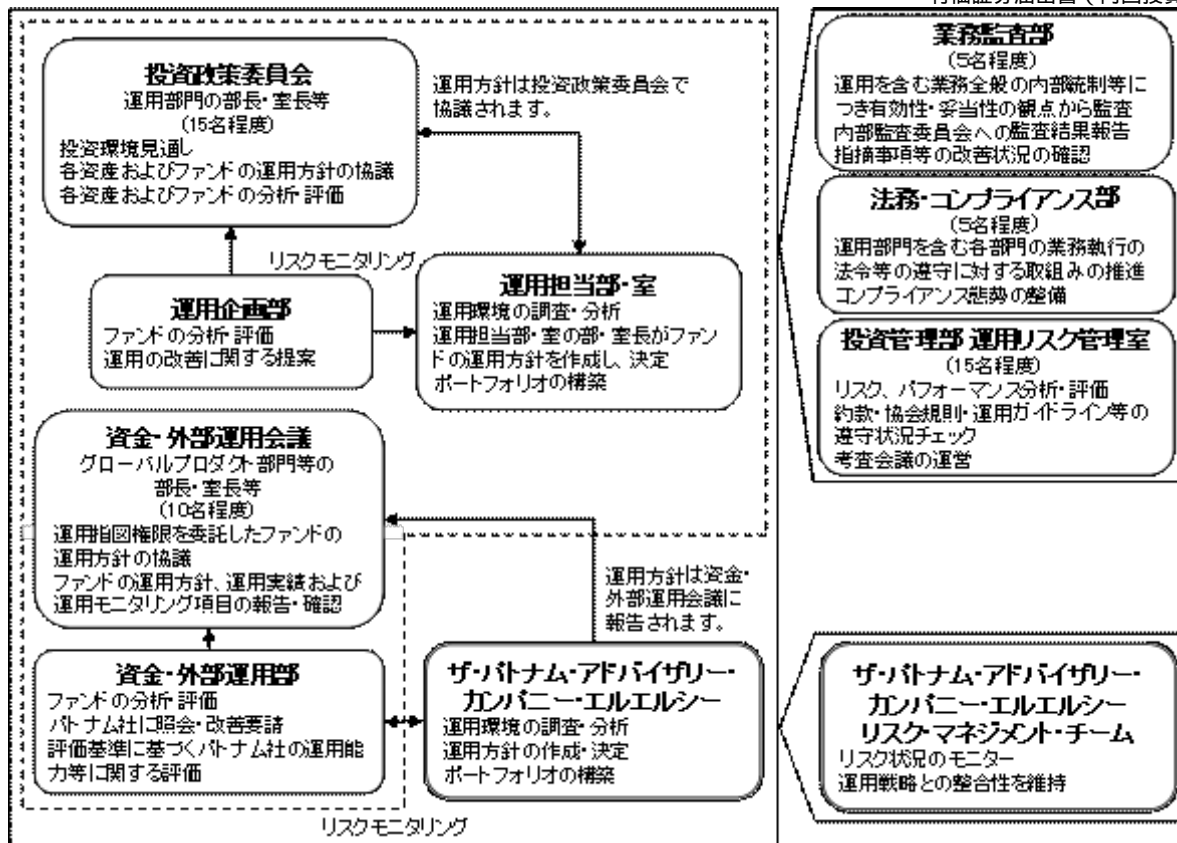
（3）【運用体制】

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー・サービス規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70、SSAE16またはISAE3402（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査報告書を、定期的に受託会社より受取っています。

上記運用体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1．分配対象額の範囲
経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 2．分配対象額についての分配方針
委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 3．留保益の運用方針
特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

分配時期

毎決算日とし、決算日は3・9月の各20日（年2回、該当日が休業日の場合は翌営業日）です。

支払方法

< 分配金受取コースの場合 >

原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。

< 分配金再投資コースの場合 >

自動的に再投資されます。

将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

（５）【投資制限】**a 約款に定める主な投資制限**

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。

外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

b 約款に定めるその他の投資制限**投資する株式等の範囲**

1．投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2．前記1．にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができます。

信用取引の範囲

1．信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。

2．前記1．の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

先物取引等

1．国内の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ）。

2．国内の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引および先物オプション取引を行うことができます。

3．国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

スワップ取引

1．信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避

するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことができます。

- 2．スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．スワップ取引にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該3．において同じ）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
- 4．前記3．においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合をかけた額をいいます。
- 5．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6．スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

- 1．信託財産に属する資産を効率的に運用するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- 2．金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4．金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

有価証券の貸付けおよび範囲

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産に属する株式および公社債を次の　．および　．の範囲内で貸付けることができます。
 - ．株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ．公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2．前記1．に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
- 3．有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

公社債の空売り

- 1．信託財産を効率的に運用するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- 2．前記1．の売付けは、当該売付けに関する公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一

部を決済するものとします。

公社債の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
- 2．前記1．は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3．信託財産の一部解約等の事由により、前記2．の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するものとします。
- 4．前記1．の借入れによる品借料は信託財産中から支払われます。

外国為替予約等

- 1．信託財産を効率的に運用するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
- 2．前記1．の予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
- 3．前記2．の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
- 4．予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
- 5．外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

資金の借入れ

- 1．信託財産を効率的に運用ならびに安定的に運用するため、一部解約にともなう支払資金の手当て（一部解約にともなう支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2．一部解約にともなう支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 3．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4．借入金の利息は信託財産中より支払われます。

c 法令に定める投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得

するような運用を行わないものとします。

3【投資リスク】

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドは、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金による支払いの対象にはなりません。

ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

（1）投資リスクおよび留意事項

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下の通りです。

・株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

・債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

・為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

・資産配分リスク

ファンドは、投資対象資産の配分比率を機動的に変更する運用を行います。この資産配分がファンドの収益の源泉となる場合もありますが、投資対象資産が予想しない値動きをした場合、損失を被る可能性があります。

・流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予想される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

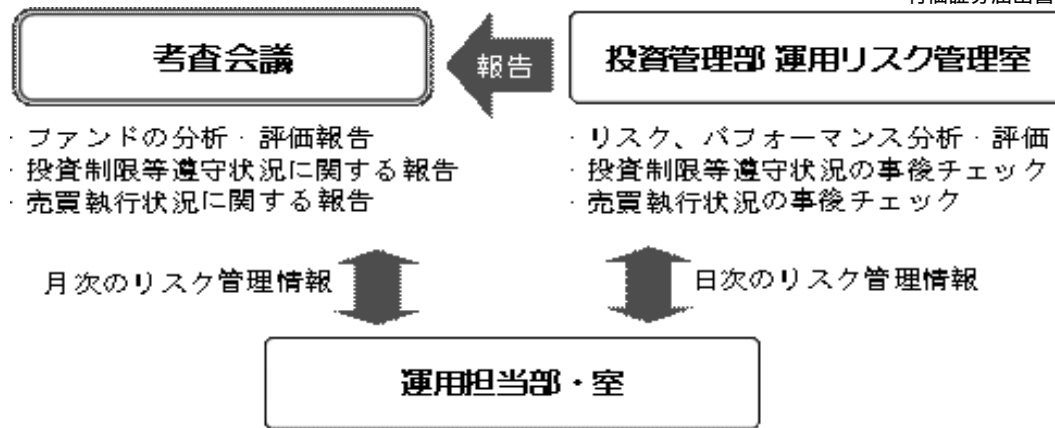
・短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

・ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

（2）投資リスク管理体制



1. 投資管理部 運用リスク管理室が、以下の通り管理を行います。
 - ・運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
 - ・売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

上記投資リスク管理体制は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.365%（税込）の率をかけた額とし、その配分は次の通りです。

信託報酬の配分（税込）	
委託会社	年0.630%
販売会社	年0.630%
受託会社	年0.105%

委託会社の報酬には、ザ・パトナム・アドバイザー・カンパニー・エルエルシーへの運用指図権限の一部委託に関する報酬（ベビーファンドの信託財産に属するニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンドの時価総額に年率0.46%をかけた額およびニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンドの時価総額に年率0.36%をかけた額）が含まれます。

前記の信託報酬については、毎計算期末および信託終了のときに信託財産中から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

証券取引の手数料等

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および税金等は、信託財産中から支払いま

す。この他に、先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産中から支払います。

監査費用

ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の監査報酬率をかけた額とし、信託財産中から支払います。

純資産総額	監査報酬率(税込)
100億円超 の部分	年 0.00420%
50億円超 100億円以下 の部分	年 0.00525%
10億円超 50億円以下 の部分	年 0.00735%
10億円以下 の部分	年 0.04200%

信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払います。

借入金の利息

信託財産において一部解約金の支払資金の手当て、または再投資に関する収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入を行った場合、当該借入金の利息は、借入れのつど信託財産中から支払います。

信託財産留保額

ありません。

上記の、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に当該費用の金額、その上限額、計算方法を記載することはできません。また、「4 手数料等及び税金」に記載している費用と税金の合計額、その上限額、計算方法についても、運用状況および保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会の場合、所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

なお、委託会社または販売会社が取得した場合には、上記の税制は適用されません。

税法または確定拠出年金法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	458,035,755	95.88
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		19,678,845	4.12
純資産総額		477,714,600	100.00

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(参考情報)

「ニッセイ国内株式マザーファンド」

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	20,147,797,890	98.46
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		315,732,677	1.54
純資産総額		20,463,530,567	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(注2)その他資産として、下記のとおり株価指数先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
東証株価指数先物(買建) (2012年12月限)	東京証券取引所	251,437,130	251,940,000	1.23

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	日本	28,729,780,690	96.54
コール・ローン、その他資産(負債控除後)		1,028,163,638	3.46
純資産総額		29,757,944,328	100.00

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

(注2)その他資産として、下記のとおり国債先物取引を利用しております。時価は、取引所の発表する清算値段によっております。

資産の名称	取引所	簿価(円)	時価(円)	投資比率(%)
長期国債先物(買建) (2012年12月限)	東京証券取引所	863,475,750	865,500,000	2.91

「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」

(平成24年10月31日現在)

資産の種類	国名又は地域	時価合計(円)	投資比率(%)
-------	--------	---------	---------

株式	アメリカ	14,192,158,979	63.72
	イギリス	3,715,891,606	16.68
	フランス	1,041,389,810	4.67
	スイス	471,556,170	2.12
	オーストラリア	383,199,195	1.72
	アイルランド	365,934,786	1.64
	オランダ	316,288,077	1.42
	スペイン	299,864,733	1.35
	香港	288,636,494	1.30
	ドイツ	275,343,921	1.24
	カナダ	180,376,130	0.81
	バミューダ	143,326,343	0.64
	ジャージー	110,244,846	0.49
	小計	21,784,211,090	97.80
投資証券	アメリカ	114,941,414	0.52
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		374,812,202	1.68
純資産総額		22,273,964,706	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」

（平成24年10月31日現在）

資産の種類	国名又は地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	5,525,483,011	30.19
	フランス	1,566,361,863	8.56
	イギリス	1,289,152,038	7.04
	ドイツ	1,071,337,700	5.85
	イタリア	824,032,912	4.50
	カナダ	441,898,980	2.42
	オーストリア	394,928,675	2.16
	スペイン	377,331,385	2.06
	オランダ	187,008,012	1.02
	フィンランド	177,978,947	0.97
	デンマーク	174,135,984	0.95
	マレーシア	103,379,989	0.57
	オーストラリア	64,177,292	0.35
	小計	12,197,206,788	66.64
地方債証券	カナダ	260,961,050	1.43
特殊債券	オランダ	633,088,276	3.46
	国際機関	232,873,162	1.27
	ドイツ	109,197,466	0.60
	スウェーデン	108,514,408	0.59
	アメリカ	68,576,704	0.37
	フランス	48,659,919	0.27
	小計	1,200,909,935	6.56
社債券	アメリカ	892,364,096	4.87
	フィンランド	52,271,505	0.29
	小計	944,635,601	5.16
コール・ローン、その他資産（負債控除後）		3,699,025,469	20.21
純資産総額		18,302,738,843	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計の比率であります。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（平成24年10月31日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	口数（口）	簿価単価（円）	簿価金額（円）	評価単価（円）	評価金額（円）	投資比率（％）
1	日本	ニッセイ国内株式マザーファンド	親投資信託受益証券	348,197,396	4,399	153,173,189	4,377	152,406,000	31.90
2	日本	ニッセイ国内債券マザーファンド	親投資信託受益証券	118,669,006	12,593	149,435,840	12,619	149,748,418	31.35
3	日本	ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド	親投資信託受益証券	118,530,387	8,612	102,073,756	8,554	101,390,893	21.22
4	日本	ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド	親投資信託受益証券	30,183,595	17,741	53,549,449	18,053	54,490,444	11.41
投資比率：合計									95.88

（注１）投資有価証券は4銘柄のみで、簿価単価及び評価単価は1万口当たりの基準価額であります。

（注２）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	95.88
合計		95.88

（注）投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

（参考情報）

「ニッセイ国内株式マザーファンド」

（平成24年10月31日現在）

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円）		投資比率（％）
						下段：評価額（円）	金額	
1	日本	トヨタ自動車	株式	輸送用機器	283,700	2,612	741,098,575	4.25
						3,065	869,540,500	
2	日本	ホンダ	株式	輸送用機器	239,200	2,624	627,683,704	2.79
						2,390	571,688,000	
3	日本	みずほフィナンシャルグループ	株式	銀行業	4,249,200	116	492,507,927	2.60
						125	531,150,000	
4	日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	銀行業	1,418,100	327	463,551,882	2.50
						361	511,934,100	
5	日本	日立製作所	株式	電気機器	1,196,000	415	495,916,781	2.47
						423	505,908,000	
6	日本	アステラス製薬	株式	医薬品	118,900	3,053	363,056,432	2.30
						3,965	471,438,500	
7	日本	三菱地所	株式	不動産業	273,000	1,191	325,197,724	2.11
						1,579	431,067,000	
8	日本	日本電信電話	株式	情報・通信業	113,500	3,682	417,906,597	2.02
						3,635	412,572,500	
9	日本	NTTドコモ	株式	情報・通信業	3,292	135,631	446,495,771	1.89
						117,300	386,151,600	

10	日本	東日本旅客鉄道	株式	陸運業	64,200	4,778 5,480	306,757,337 351,816,000	1.72
11	日本	日産自動車	株式	輸送用機器	502,300	729 668	366,015,796 335,536,400	1.64

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)
						単価	金額	
12	日本	住友金属鉱山	株式	非鉄金属	310,000	939 1,051	291,213,491 325,810,000	1.59
13	日本	三菱商事	株式	卸売業	224,900	1,511 1,425	339,843,748 320,482,500	1.57
14	日本	キヤノン	株式	電気機器	122,500	3,352 2,578	410,640,979 315,805,000	1.54
15	日本	住友商事	株式	卸売業	290,000	1,093 1,088	317,009,606 315,520,000	1.54
16	日本	イオンモール	株式	不動産業	148,400	1,692 2,071	251,034,116 307,336,400	1.50
17	日本	新生銀行	株式	銀行業	2,549,000	83 117	210,987,371 298,233,000	1.46
18	日本	武田薬品工業	株式	医薬品	79,400	3,336 3,710	264,858,594 294,574,000	1.44
19	日本	大塚ホールディングス	株式	医薬品	114,400	2,165 2,459	247,728,471 281,309,600	1.37
20	日本	キリンホールディングス	株式	食料品	272,000	988 1,002	268,745,191 272,544,000	1.33
21	日本	カシオ計算機	株式	電気機器	435,000	476 610	207,122,080 265,350,000	1.30
22	日本	コマツ	株式	機械	154,400	1,802 1,672	278,263,137 258,156,800	1.26
23	日本	T & D ホールディングス	株式	保険業	294,300	722 872	212,612,301 256,629,600	1.25
24	日本	丸紅	株式	卸売業	494,000	496 517	245,220,517 255,398,000	1.25
25	日本	大気社	株式	建設業	148,900	1,615 1,694	240,494,890 252,236,600	1.23
26	日本	J S R	株式	化学	183,100	1,380 1,368	252,599,899 250,480,800	1.22
27	日本	オムロン	株式	電気機器	157,200	1,617 1,590	254,145,323 249,948,000	1.22
28	日本	リコー	株式	電気機器	372,000	647 667	240,639,870 248,124,000	1.21
29	日本	東京海上ホールディングス	株式	保険業	117,200	1,769 2,113	207,353,522 247,643,600	1.21
30	日本	D O W Aホールディングス	株式	非鉄金属	464,000	491 532	227,891,227 246,848,000	1.21
投資比率：合計								51.99

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

株式	電気機器	11.19
	銀行業	9.70
	輸送用機器	9.54
	情報・通信業	7.64
	卸売業	6.56
	医薬品	5.98
	化学	5.66

種類	業種	投資比率(%)
株式	小売業	4.81
	陸運業	3.91
	食料品	3.89
	不動産業	3.61
	機械	3.56
	建設業	3.51
	非鉄金属	2.80
	繊維製品	2.47
	保険業	2.46
	電気・ガス業	1.74
	その他製品	1.56
	鉄鋼	1.46
	金属製品	1.24
	証券、商品先物取引業	1.06
	サービス業	0.80
	ガラス・土石製品	0.73
	空運業	0.69
	ゴム製品	0.64
	その他金融業	0.56
	倉庫・運輸関連業	0.42
精密機器	0.27	
合計		98.46

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類及び各業種の評価金額の比率であります。

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

(平成24年10月31日現在)

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	
1	日本	第310回 利付国債(10年)	1.000	2020/9/20	国債証券	1,641,400,000	103.38	1,696,894,958	5.72
							103.63	1,701,048,476	
2	日本	第97回 利付国債(20年)	2.200	2027/9/20	国債証券	1,498,000,000	111.95	1,677,044,473	5.64
							112.06	1,678,673,780	
3	日本	第311回 利付国債(2年)	0.200	2013/12/15	国債証券	1,670,200,000	100.12	1,672,256,878	5.62
							100.12	1,672,154,134	
4	日本	第297回 利付国債(10年)	1.400	2018/12/20	国債証券	1,332,900,000	106.61	1,421,005,110	4.78
							106.65	1,421,591,166	
5	日本	第310回 利付国債(2年)	0.200	2013/11/15	国債証券	1,286,000,000	100.11	1,287,380,394	4.33
							100.11	1,287,388,880	
6	日本	第294回 利付国債(10年)	1.700	2018/6/20	国債証券	808,100,000	108.07	873,293,074	2.93
							108.08	873,394,480	
7	日本	第298回 利付国債(10年)	1.300	2018/12/20	国債証券	793,600,000	106.00	841,216,000	2.83
							106.05	841,628,672	

8	日本	第78回 利付国債(20年)	1.900	2025/6/20	国債証券	722,800,000	109.87 109.91	794,173,162 794,407,796	2.67
9	日本	第315回 利付国債(10年)	1.200	2021/6/20	国債証券	701,000,000	104.49 104.88	732,449,726 735,208,800	2.47
10	日本	第293回 利付国債(10年)	1.800	2018/6/20	国債証券	676,200,000	108.69 108.64	734,968,244 734,589,870	2.47
11	日本	第289回 利付国債(10年)	1.500	2017/12/20	国債証券	688,500,000	106.63 106.58	734,162,655 733,775,760	2.47

順位	国名	銘柄名	利率(%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資比率(%)
							単価	金額	
12	日本	第123回 利付国債(20年)	2.100	2030/12/20	国債証券	676,700,000	108.21 108.09	732,270,884 731,445,030	2.46
13	日本	第317回 利付国債(2年)	0.100	2014/6/15	国債証券	684,100,000	100.01 100.01	684,147,901 684,154,728	2.30
14	日本	第113回 利付国債(20年)	2.100	2029/9/20	国債証券	576,000,000	109.03 109.11	628,011,779 628,479,360	2.11
15	日本	第27回 利付国債(20年)	5.000	2014/9/22	国債証券	469,300,000	113.16 109.23	531,041,108 512,625,776	1.72
16	日本	第95回 利付国債(5年)	0.600	2016/3/20	国債証券	480,500,000	101.62 101.63	488,278,888 488,341,760	1.64
17	日本	第296回 利付国債(10年)	1.500	2018/9/20	国債証券	430,200,000	107.14 107.12	460,911,422 460,834,542	1.55
18	日本	第121回 利付国債(20年)	1.900	2030/9/20	国債証券	431,800,000	105.31 105.20	454,712,754 454,232,010	1.53
19	日本	第96回 利付国債(5年)	0.500	2016/3/20	国債証券	441,800,000	101.43 101.30	448,095,660 447,521,310	1.50
20	日本	第308回 利付国債(10年)	1.300	2020/6/20	国債証券	419,300,000	106.08 106.00	444,807,190 444,441,228	1.49
21	日本	第303回 利付国債(2年)	0.200	2013/4/15	国債証券	429,700,000	100.04 100.04	429,880,655 429,880,655	1.44
22	日本	第101回 利付国債(5年)	0.400	2016/12/20	国債証券	371,500,000	101.02 101.03	375,296,013 375,311,590	1.26
23	日本	第300回 利付国債(10年)	1.500	2019/3/20	国債証券	331,600,000	107.33 107.34	355,889,700 355,946,072	1.20
24	日本	第5回 物価連動国債(10年)	0.800	2015/9/10	国債証券	331,600,000	103.11 103.50	341,922,708 343,194,062	1.15
25	日本	第99回 利付国債(5年)	0.400	2016/9/20	国債証券	305,300,000	101.03 101.00	308,444,590 308,362,159	1.04
26	日本	第35回 利付国債(30年)	2.000	2041/9/20	国債証券	290,900,000	102.19 101.58	297,273,919 295,496,220	0.99
27	日本	第307回 利付国債(2年)	0.200	2013/8/15	国債証券	286,400,000	100.08 100.08	286,622,181 286,622,181	0.96
28	日本	第118回 利付国債(20年)	2.000	2030/6/20	国債証券	265,700,000	107.06 106.97	284,455,763 284,221,947	0.96
29	日本	第26回 利付国債(30年)	2.400	2037/3/20	国債証券	249,600,000	112.23 110.92	280,126,340 276,848,832	0.93
30	日本	第105回 利付国債(5年)	0.200	2017/6/20	国債証券	262,600,000	99.96 100.09	262,494,960 262,838,966	0.88
								投資比率：合計	69.04

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
----	----	---------

国債証券	-	96.54
合計		96.54

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額の比率であります。

「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」

(平成24年10月31日現在)

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率 （%）
						単価	金額	
1	イギリス	BG GROUP PLC	株式	エネルギー	401,136	1,677 1,702	672,815,443 682,903,855	3.07
2	アメリカ	APPLE INC	株式	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	13,900	40,158 48,115	558,190,645 668,793,496	3.00
3	イギリス	ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	株式	エネルギー	207,593	2,764 2,741	573,884,720 569,078,137	2.55
4	アメリカ	JPMORGAN CHASE & CO	株式	各種金融	154,400	2,554 3,279	394,345,818 506,247,585	2.27
5	アメリカ	MONSANTO CO	株式	素材	72,300	5,836 6,899	421,976,779 498,765,599	2.24
6	アメリカ	PFIZER INC	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	240,892	1,700 2,026	409,546,359 487,987,884	2.19
7	アメリカ	BANK OF AMERICA CORP	株式	各種金融	623,100	685 726	426,987,980 452,681,652	2.03
8	アメリカ	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	株式	食品・飲料・タバコ	62,600	6,095 7,032	381,556,105 440,227,288	1.98
9	フランス	SANOFI	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	56,320	5,545 7,163	312,311,073 403,429,256	1.81
10	アメリカ	WELLS FARGO & CO	株式	銀行	145,800	2,243 2,706	327,047,312 394,542,119	1.77
11	イギリス	PRUDENTIAL PLC	株式	保険	322,241	995 1,086	320,701,911 349,909,901	1.57
12	アメリカ	VERIZON COMMUNICATIONS INC	株式	電気通信サービス	97,000	3,092 3,563	299,936,621 345,629,605	1.55
13	スイス	NESTLE SA-REG	株式	食品・飲料・タバコ	63,860	5,207 5,098	332,516,003 325,576,512	1.46
14	アメリカ	LOWE'S COS INC	株式	小売	117,600	2,036 2,498	239,470,807 293,780,982	1.32
15	アメリカ	GOOGLE INC-CL A	株式	ソフトウェア・サービス	5,150	54,147 53,782	278,856,703 276,979,612	1.24
16	フランス	PERNOD-RICARD SA	株式	食品・飲料・タバコ	30,649	9,130 8,625	279,836,582 264,338,890	1.19
17	イギリス	AON PLC	株式	保険	61,500	3,571 4,289	219,613,246 263,767,006	1.18
18	イギリス	COMPASS GROUP PLC	株式	消費者サービス	295,996	758 880	224,490,473 260,388,717	1.17
19	アメリカ	AFLAC INC	株式	保険	65,400	3,558 3,950	232,678,984 258,300,099	1.16
20	アメリカ	MARSH & MCLENNAN COS	株式	保険	95,600	2,446 2,688	233,813,513 256,946,835	1.15
21	アメリカ	TEXAS INSTRUMENTS INC	株式	半導体・半導体製造装置	110,600	2,566 2,304	283,835,616 254,796,652	1.14
22	アメリカ	VISA INC-CLASS A SHARES	株式	ソフトウェア・サービス	22,600	9,949 11,018	224,848,157 249,001,706	1.12
23	フランス	SOCIETE GENERALE	株式	銀行	92,599	2,498 2,587	231,324,581 239,591,995	1.08
24	イギリス	TELECITY GROUP PLC	株式	ソフトウェア・サービス	201,188	805 1,178	161,908,501 237,011,535	1.06

25	アメリカ	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	株式	各種金融	73,300	3,143 3,206	230,389,717 235,022,890	1.06
----	------	-----------------------------	----	------	--------	----------------	----------------------------	------

順位	国名	銘柄名	種類	業種	株数	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資比率（%）
						単価	金額	
26	アメリカ	SALESFORCE.COM INC	株式	ソフトウェア・サービス	19,800	8,382 11,682	165,954,547 231,306,352	1.04
27	アメリカ	CABOT OIL & GAS CORP	株式	エネルギー	60,500	3,078 3,781	186,242,849 228,730,148	1.03
28	アメリカ	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	株式	各種金融	45,800	3,335 4,780	152,737,869 218,905,680	0.98
29	アメリカ	MARATHON OIL CORP	株式	エネルギー	90,900	2,171 2,383	197,327,409 216,581,122	0.97
30	アメリカ	EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	株式	ヘルスケア機器・サービス	43,200	3,729 4,958	161,093,254 214,187,259	0.96
投資比率：合計								46.34

（注1）投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

（注2）平成24年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

（注3）投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率（%）
株式	エネルギー	13.91
	各種金融	8.29
	素材	7.47
	ヘルスケア機器・サービス	6.74
	保険	6.46
	小売	6.30
	耐久消費財・アパレル	6.04
	食品・飲料・タバコ	6.02
	ソフトウェア・サービス	5.44
	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	4.74
	資本財	4.68
	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.53
	銀行	4.21
	電気通信サービス	3.16
	商業・専門サービス	2.96
	消費者サービス	2.08
	不動産	1.68
	半導体・半導体製造装置	1.14
	公益事業	0.80
	食品・生活必需品小売り	0.66
自動車・自動車部品	0.49	
	小計	97.80
投資証券	-	0.52
	合計	98.32

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各種別及び各業種の評価金額（平成24年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

（注2）業種はG I C S分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C Sに関する知的財産所有権はS & P及びMSCI Inc.に帰属します。

「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」

（平成24年10月31日現在）

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額（円） 下段：評価額（円）		投資 比率 (%)
							単価	金額	
1	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	1.000	2016/8/31	国債証券	15,100,000	8,057 8,103	1,216,674,902 1,223,627,467	6.69
2	フランス	FRANCE OAT	3.750	2021/4/25	国債証券	7,380,000	10,972 11,821	809,733,568 872,353,461	4.77
3	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	1.250	2014/4/15	国債証券	9,800,000	8,142 8,080	797,920,763 791,886,199	4.33
4	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	2.750	2016/11/30	国債証券	8,690,000	8,679 8,664	754,222,996 752,920,709	4.11
5	フランス	FRANCE OAT	3.250	2021/10/25	国債証券	6,100,000	10,688 11,377	651,978,627 694,008,402	3.79
6	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	3.125	2016/10/31	国債証券	7,640,000	8,857 8,773	676,638,062 670,223,393	3.66
7	オランダ	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	1.750	2015/10/6	特殊債券	6,600,000	7,952 8,184	524,862,215 540,166,972	2.95
8	イタリア	ITALY BTP	4.000	2017/2/1	国債証券	4,830,000	9,745 10,542	470,703,375 509,167,848	2.78
9	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	6.250	2030/5/15	国債証券	3,900,000	12,452 12,389	485,620,743 483,169,525	2.64
10	イギリス	UK GILT	4.250	2039/9/7	国債証券	2,740,000	15,657 15,697	429,010,397 430,105,071	2.35
11	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	1.750	2022/7/4	国債証券	4,040,000	10,746 10,619	434,147,764 429,013,321	2.34
12	イギリス	UK GILT	2.250	2014/3/7	国債証券	3,100,000	13,248 13,150	410,685,673 407,656,907	2.23
13	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	2.750	2017/12/31	国債証券	3,640,000	8,705 8,763	316,868,561 318,958,640	1.74
14	イタリア	ITALY BTP	6.500	2027/11/1	国債証券	2,740,000	10,303 11,491	282,307,064 314,865,063	1.72
15	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	4.375	2041/5/15	国債証券	3,000,000	10,544 10,457	316,311,538 313,697,097	1.71
16	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	4.250	2017/11/15	国債証券	3,070,000	9,382 9,341	288,038,954 286,778,828	1.57
17	カナダ	BRITISH COLUMBIA PROV OF	4.700	2012/12/18	地方債券 証券	3,260,000	8,260 8,005	269,269,115 260,961,050	1.43
18	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	5.250	2029/2/15	国債証券	2,300,000	11,171 11,089	256,926,216 255,057,778	1.39
19	国際機関	EUROPEAN UNION	3.250	2018/4/4	特殊債券	2,010,000	10,801 11,586	217,104,962 232,873,162	1.27
20	スペイン	SPANISH GOVT	5.500	2021/4/30	国債証券	2,180,000	9,461 10,332	206,257,735 225,246,507	1.23
21	カナダ	CANADA GOVT	2.750	2022/6/1	国債証券	2,510,000	8,542 8,630	214,403,475 216,623,718	1.18
22	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	4.250	2039/7/4	国債証券	1,500,000	13,859 14,363	207,882,487 215,449,512	1.18
23	オースト リア	REPUBLIC OF AUSTRIA	3.500	2021/9/15	国債証券	1,740,000	10,691 11,784	186,014,961 205,035,215	1.12
24	オースト リア	REPUBLIC OF AUSTRIA	3.500	2015/7/15	国債証券	1,690,000	11,047 11,236	186,692,027 189,893,459	1.04

順位	国名	銘柄名	利率 (%)	償還日	種類	額面	上段：帳簿価額(円) 下段：評価額(円)		投資 比率 (%)
							単価	金額	
25	オランダ	NETHERLANDS GOVT	4.000	2037/1/15	国債証券	1,420,000	12,957 13,170	183,986,469 187,008,012	1.02
26	アメリカ	US TREASURY NOTE/BOND	3.500	2018/2/15	国債証券	2,000,000	8,892 9,072	177,840,950 181,449,548	0.99
27	カナダ	CANADA GOVT	3.500	2020/6/1	国債証券	2,000,000	8,849 9,037	176,983,521 180,733,732	0.99
28	ドイツ	DEUTSCHLAND REP	4.750	2034/7/4	国債証券	1,200,000	14,739 14,770	176,867,599 177,243,161	0.97
29	スペイン	SPANISH GOVT	5.500	2017/7/30	国債証券	1,410,000	9,988 10,786	140,832,816 152,084,878	0.83
30	イギリス	UK GILT	4.750	2030/12/7	国債証券	900,000	16,378 16,876	147,399,507 151,885,995	0.83
								投資比率：合計	64.85

(注1) 投資有価証券の評価金額の上位30銘柄について記載しております。

(注2) 平成24年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しております。

(注3) 投資比率は、純資産総額に対する各銘柄の評価金額の比率であります。

種類別及び業種別投資比率

種類	業種	投資比率(%)
国債証券	-	66.64
特殊債券	-	6.56
社債券	-	5.16
地方債証券	-	1.43
合計		79.79

(注) 投資比率は、純資産総額に対する各種類の評価金額（平成24年10月31日現在の国内の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算した金額）の比率であります。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考情報)

「ニッセイ国内株式マザーファンド」

(平成24年10月31日現在)

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量(枚)	簿価(円)	時価(円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	東京証券 取引所	東証株価指数先物 (2012年12月限)	買建	34	251,437,130	251,940,000	1.23

(注1) 投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

(注2) 時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

「ニッセイ国内債券マザーファンド」

(平成24年10月31日現在)

種類	取引所	資産の名称	買建 売建	数量（枚）	簿価（円）	時価（円）	投資 比率 （％）
国債先物 取引	東京証券 取引所	長期国債先物 （2012年12月限）	買建	6	863,475,750	865,500,000	2.91

（注1）投資比率は、純資産総額に対する各取引の時価の比率であります。

（注2）時価の算定方法

- 1．先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
- 2．先物取引の評価においては、取引所の発表する清算値段によっております。

（3）【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年10月31日現在、同日前1年以内における各月末及び各計算期間末の純資産の推移は次のとおりであります。

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第1期末	（平成14年3月20日）	分配付：	10,350,044	分配付：	10,350
		分配落：	10,350,044	分配落：	10,350
第2期末	（平成14年9月20日）	分配付：	46,975,476	分配付：	9,210
		分配落：	46,975,476	分配落：	9,210
第3期末	（平成15年3月20日）	分配付：	313,999,686	分配付：	8,873
		分配落：	313,999,686	分配落：	8,873
第4期末	（平成15年9月22日）	分配付：	346,417,461	分配付：	9,748
		分配落：	346,417,461	分配落：	9,748
第5期末	（平成16年3月22日）	分配付：	354,848,297	分配付：	10,107
		分配落：	354,848,297	分配落：	10,107
第6期末	（平成16年9月21日）	分配付：	366,034,754	分配付：	10,137
		分配落：	366,034,754	分配落：	10,137
第7期末	（平成17年3月22日）	分配付：	381,515,973	分配付：	10,480
		分配落：	381,515,973	分配落：	10,480
第8期末	（平成17年9月20日）	分配付：	409,008,283	分配付：	11,140
		分配落：	409,008,283	分配落：	11,140
第9期末	（平成18年3月20日）	分配付：	441,308,468	分配付：	12,312
		分配落：	441,308,468	分配落：	12,312
第10期末	（平成18年9月20日）	分配付：	468,218,480	分配付：	12,119
		分配落：	468,218,480	分配落：	12,119

		純資産総額（円）		1万口当たり純資産総額（円）	
第11期末	（平成19年3月20日）	分配付：	514,934,547	分配付：	12,780
		分配落：	514,934,547	分配落：	12,780
第12期末	（平成19年9月20日）	分配付：	548,987,708	分配付：	12,702
		分配落：	548,987,708	分配落：	12,702
第13期末	（平成20年3月21日）	分配付：	473,348,432	分配付：	10,769
		分配落：	473,348,432	分配落：	10,769
第14期末	（平成20年9月22日）	分配付：	486,614,230	分配付：	10,590
		分配落：	486,614,230	分配落：	10,590
第15期末	（平成21年3月23日）	分配付：	377,995,817	分配付：	8,152
		分配落：	377,995,817	分配落：	8,152
第16期末	（平成21年9月24日）	分配付：	414,915,163	分配付：	9,269
		分配落：	414,915,163	分配落：	9,269

第17期末	(平成22年3月23日)	分配付：423,144,417 分配落：423,144,417	分配付：9,327 分配落：9,327
第18期末	(平成22年9月21日)	分配付：419,602,211 分配落：419,602,211	分配付：8,907 分配落：8,907
第19期末	(平成23年3月22日)	分配付：435,154,538 分配落：435,154,538	分配付：9,034 分配落：9,034
第20期末	(平成23年9月20日)	分配付：417,148,183 分配落：417,148,183	分配付：8,297 分配落：8,297
第21期末	(平成24年3月21日)	分配付：478,472,469 分配落：478,472,469	分配付：9,218 分配落：9,218
第22期末	(平成24年9月20日)	分配付：471,218,750 分配落：471,218,750	分配付：8,811 分配落：8,811
	平成23年10月末日	431,066,279	8,517
	11月末日	418,907,034	8,204
	12月末日	426,554,174	8,278
	平成24年1月末日	436,584,160	8,443
	2月末日	467,419,659	9,014
	3月末日	480,298,167	9,194
	4月末日	468,159,335	8,965
	5月末日	442,883,193	8,405
	6月末日	453,869,451	8,592
	7月末日	455,567,860	8,549
	8月末日	462,506,250	8,583
	9月末日	469,720,454	8,721
	平成24年10月31日	477,714,600	8,789

【分配の推移】

		1万口当たり分配金
第1期	(平成14年3月20日)	0円
第2期	(平成14年9月20日)	0円
第3期	(平成15年3月20日)	0円
第4期	(平成15年9月22日)	0円
第5期	(平成16年3月22日)	0円
第6期	(平成16年9月21日)	0円
第7期	(平成17年3月22日)	0円
第8期	(平成17年9月20日)	0円
第9期	(平成18年3月20日)	0円
第10期	(平成18年9月20日)	0円
第11期	(平成19年3月20日)	0円
第12期	(平成19年9月20日)	0円
第13期	(平成20年3月21日)	0円
第14期	(平成20年9月22日)	0円
第15期	(平成21年3月23日)	0円
第16期	(平成21年9月24日)	0円
第17期	(平成22年3月23日)	0円
第18期	(平成22年9月21日)	0円
第19期	(平成23年3月22日)	0円
第20期	(平成23年9月20日)	0円
第21期	(平成24年3月21日)	0円

第22期	（平成24年9月20日）	0円
------	--------------	----

【収益率の推移】

		収益率
第1期	自平成13年11月30日 至平成14年3月20日	3.50%
第2期	自平成14年3月21日 至平成14年9月20日	11.01%
第3期	自平成14年9月21日 至平成15年3月20日	3.66%
第4期	自平成15年3月21日 至平成15年9月22日	9.86%
第5期	自平成15年9月23日 至平成16年3月22日	3.68%
第6期	自平成16年3月23日 至平成16年9月21日	0.30%
第7期	自平成16年9月22日 至平成17年3月22日	3.38%

		収益率
第8期	自平成17年3月23日 至平成17年9月20日	6.30%
第9期	自平成17年9月21日 至平成18年3月20日	10.52%
第10期	自平成18年3月21日 至平成18年9月20日	1.57%
第11期	自平成18年9月21日 至平成19年3月20日	5.45%
第12期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	0.61%
第13期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	15.22%
第14期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	1.66%
第15期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	23.02%
第16期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	13.70%
第17期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	0.63%
第18期	自平成22年3月24日 至平成22年9月21日	4.50%
第19期	自平成22年9月22日 至平成23年3月22日	1.43%
第20期	自平成23年3月23日 至平成23年9月20日	8.16%
第21期	自平成23年9月21日 至平成24年3月21日	11.10%
第22期	自平成24年3月22日 至平成24年9月20日	4.42%

（注）収益率は、以下の計算式により算出しております。ただし、第1期については、前期末分配落基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

収益率 = (当期末分配付基準価額 - 前期末分配落基準価額) ÷ 前期末分配落基準価額 × 100

(4) 【設定及び解約の実績】

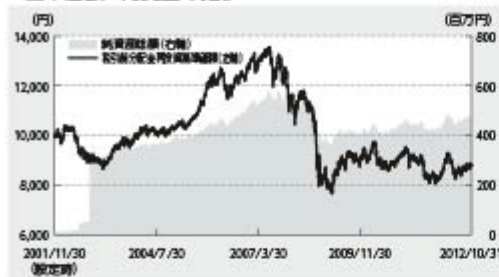
		設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1期	自平成13年11月30日 至平成14年3月20日	10,000,000	-	10,000,000
第2期	自平成14年3月21日 至平成14年9月20日	41,027,086	21,834	51,005,252
第3期	自平成14年9月21日 至平成15年3月20日	308,960,334	6,091,591	353,873,995
第4期	自平成15年3月21日 至平成15年9月22日	27,305,700	25,799,392	355,380,303
第5期	自平成15年9月23日 至平成16年3月22日	20,843,872	25,137,704	351,086,471
第6期	自平成16年3月23日 至平成16年9月21日	25,125,531	15,113,091	361,098,911
第7期	自平成16年9月22日 至平成17年3月22日	31,236,607	28,290,774	364,044,744
第8期	自平成17年3月23日 至平成17年9月20日	34,016,741	30,902,449	367,159,036
第9期	自平成17年9月21日 至平成18年3月20日	32,071,936	40,790,058	358,440,914
第10期	自平成18年3月21日 至平成18年9月20日	45,566,691	17,672,761	386,334,844
第11期	自平成18年9月21日 至平成19年3月20日	32,093,186	15,506,440	402,921,590
第12期	自平成19年3月21日 至平成19年9月20日	80,863,942	51,594,790	432,190,742
第13期	自平成19年9月21日 至平成20年3月21日	30,124,473	22,772,806	439,542,409
第14期	自平成20年3月22日 至平成20年9月22日	54,103,635	34,148,906	459,497,138
第15期	自平成20年9月23日 至平成21年3月23日	58,887,483	54,678,833	463,705,788
第16期	自平成21年3月24日 至平成21年9月24日	32,881,333	48,940,728	447,646,393
第17期	自平成21年9月25日 至平成22年3月23日	31,178,618	25,143,607	453,681,404
第18期	自平成22年3月24日 至平成22年9月21日	31,950,447	14,541,885	471,089,966
第19期	自平成22年9月22日 至平成23年3月22日	25,333,224	14,746,306	481,676,884
第20期	自平成23年3月23日 至平成23年9月20日	29,025,580	7,931,333	502,771,131
第21期	自平成23年9月21日 至平成24年3月21日	27,934,708	11,623,296	519,082,543
第22期	自平成24年3月22日 至平成24年9月20日	30,094,617	14,345,986	534,831,174

(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

〈参考情報〉

2012年10月末現在

● 基準価額・純資産の推移



・基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。
 ・税引前分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

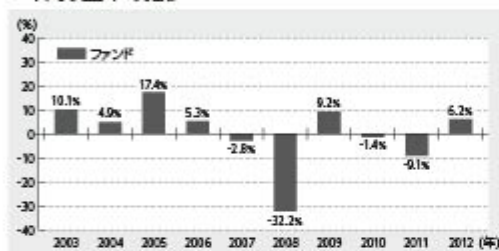
● 基準価額および純資産総額

基準価額	8,789円
純資産総額	477百万円

● 分配の推移

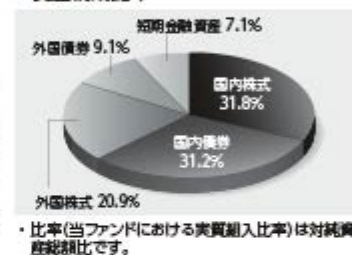
1万口当り(税引前)		
第18期	2010年9月21日	0円
第19期	2011年3月22日	0円
第20期	2011年9月20日	0円
第21期	2012年3月21日	0円
第22期	2012年9月20日	0円
直近1年間累計		0円
設定来累計		0円

● 年間収益率の推移



・ファンドにはベンチマークはありません。
 ・ファンド収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
 ・2012年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

● 資産構成比率



・比率(当ファンドにおける実買組入比率)は対純資産総額比です。

● 各マザーファンドの組入上位銘柄(各マザーファンドのウェイトは対純資産総額比です)

1. ニッセイ国内株式マザーファンド

	銘柄名	ウェイト
1	トヨタ自動車	4.3%
2	本田技研	2.8%
3	みずほフィナンシャルG	2.6%
4	三菱UFJフィナンシャルG	2.5%
5	日立	2.5%

2. ニッセイ国内債券マザーファンド

	銘柄名	ウェイト
1	第310回 利付国債(10年)	5.7%
2	第97回 利付国債(20年)	5.6%
3	第311回 利付国債(2年)	5.6%
4	第297回 利付国債(10年)	4.8%
5	第310回 利付国債(2年)	4.3%

3. ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド

	銘柄名	国・地域	ウェイト
1	BGグループ	イギリス	3.1%
2	アップル	アメリカ	3.0%
3	ロイヤル・ダッチ/シェル	イギリス	2.6%
4	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー	アメリカ	2.3%
5	モンサント	アメリカ	2.2%

・国・地域は法人登録国です。

4. ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド

	銘柄名	通貨	ウェイト
1	アメリカ国債	米ドル	6.7%
2	フランス国債	ユーロ	4.8%
3	アメリカ国債	米ドル	4.3%
4	アメリカ国債	米ドル	4.1%
5	フランス国債	ユーロ	3.8%

■ ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

■ 最新の基準価額および純資産総額等については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込受付

販売会社において、原則として毎営業日に申込みの受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた申込みの受付けを取消すことがあります。

取扱コース

分配金の受取方法により、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の2つのコースがあります（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）。

分配金再投資コースを選択した場合、販売会社と「自動けいぞく（累積）投資契約」（同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定も含まれます）を締結します。

申込単位

1円以上1円単位とします。

申込価額（発行価額）

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

販売価額

申込価額と同額とします。

収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

申込手数料

ありません。

その他

1. ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
2. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

2【換金（解約）手続等】

換金受付

販売会社において、原則として毎営業日に換金の受付けを行います。

原則として午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。

証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付けを中止することがあります。

換金単位

1口単位とします。

換金価額

換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

換金手数料はありません。

信託財産留保額

ありません。

支払開始日

換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。

その他

1. 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行います。委託会社は、解約請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該解約にかかる受益権口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
2. 換金請求の受付が中止された場合には、受益者は当該中止以前に行った当日の換金請求を撤回することができます。ただし、受益者が換金請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金請求を受付けたものとして前記の規定に準じて算出した価額とします。
3. 詳細については、販売会社にお問合せください。なお、販売会社については、委託会社にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

3【資産管理等の概要】**(1)【資産の評価】**

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を差引いた金額（「純資産総額」といいます）を計算日の受益権総口数で割った金額をいいます。

ファンドおよびマザーファンドの主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

主な投資資産	評価方法の概要
マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
国内株式	証券取引所における計算日の最終相場で評価します。
国内債券	価格情報会社の提供する価額等（新株予約権付社債は、証券取引所における計算日の最終相場）で評価します。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法で評価します。
外国株式	証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場で評価します。
外国債券	価格情報会社の提供する価額等で評価します。
国内株式先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。
国内債券先物取引	証券取引所の発表する計算日の清算値段で評価します。

外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます）の円換算については、原則として国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとし

ます。

基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に計算されます。

基準価額につきましては、販売会社または委託会社にお問合せください。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

なお、委託会社へは以下にお問合せください。

ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター 0120-762-506

（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

無期限です。

（4）【計算期間】

毎年3月21日から9月20日まで、9月21日から翌年3月20日までとします。

上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日はファンドの償還日とします。

（5）【その他】

繰上償還

1. 委託会社は、信託期間中において、下記の理由により、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、ファンドを終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ・この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき
2. 委託会社は、前記1.により解約するときには、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記3.から5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間を1ヵ月以上設けることが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、この信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。ただし、監督官庁がこの信託

契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、ファンドは、後記「 約款の変更 4 . 」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

- 9 . 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は後記「 約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、ファンドを終了させます。
- 10 . 償還金については、原則として償還日から起算して5営業日目(償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目)までにお支払いします。

約款の変更

- 1 . 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、約款を変更することができます。この場合、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2 . 委託会社は、前記1 . の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3 . 前記2 . の公告および書面には、異議のある受益者は一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てることができる旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月以上設けるものとします。
- 4 . 前記3 . の一定の期間内に異議を申立てた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、前記1 . の約款の変更をしません。
- 5 . 委託会社は、当該約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をファンドの知られたる受益者に対して交付します。ただし、ファンドのすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- 6 . 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて約款を変更しようとするときは前記1 . から5 . の規定にしたがいます。

反対者の買取請求権

前記「 繰上償還」に規定する信託契約の解約または前記「 約款の変更」に規定する約款の変更を行う場合において、「 繰上償還 3 . 」または「 約款の変更 3 . 」の一定の期間内に委託会社に対して異議を申立てた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権の買取りを請求することができます。ただし、当該買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定します。

公告

電子公告により行い、委託会社のホームページ(<http://www.nam.co.jp/>)に掲載します。

電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間の末日毎および償還時に期間中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じてファンドの知られたる受益者に交付します。

信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「受益権の募集・販売の取扱等に関する契約」は、契約期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。

委託会社と投資顧問会社との間で締結された「運用の再委託に関する契約」は、委託会社、投資顧問会社いずれかにより別段の意思表示がない限り、ファンドの償還日まで存続するものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者には、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利があります。

分配金受取コースの場合、原則として決算日から起算して5営業日目までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

分配金再投資コースの場合、自動的に再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者には、持分に応じて償還金を請求する権利があります。原則として償還日から起算して5営業日目（償還日が休業日の場合には翌営業日から起算して5営業日目）までに販売会社において支払いを開始します。ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失います。

(3) 解約請求権

受益者には、持分に応じて解約請求する権利があります。権利行使の方法等については、前記「2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する法令で定められた帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(5) 反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他 反対者の買取請求権」の項をご参照ください。

第3【ファンドの経理状況】

1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（平成24年3月22日から平成24年9月20日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

DCニッセイバランスアクティブ

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 (平成24年3月21日現在)	第22期 (平成24年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	8,274,720	20,049,894
親投資信託受益証券	473,238,546	454,405,213
流動資産合計	481,513,266	474,455,107
資産合計	481,513,266	474,455,107
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	226,904	241,488
未払委託者報酬	2,723,210	2,898,340
その他未払費用	90,683	96,529
流動負債合計	3,040,797	3,236,357
負債合計	3,040,797	3,236,357
純資産の部		
元本等		
元本	519,082,543	534,831,174
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	40,610,074	63,612,424
純資産合計	478,472,469	471,218,750
負債純資産合計	481,513,266	474,455,107

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第21期 （自平成23年9月21日 至平成24年3月21日）	第22期 （自平成24年3月22日 至平成24年9月20日）
営業収益		
受取利息	2,372	5,488
有価証券売買等損益	50,649,922	17,903,333
営業収益合計	50,652,294	17,897,845
営業費用		
受託者報酬	226,904	241,488
委託者報酬	2,723,210	2,898,340
その他費用	90,683	96,529
営業費用合計	3,040,797	3,236,357
営業利益又は営業損失（ ）	47,611,497	21,134,202
経常利益又は経常損失（ ）	47,611,497	21,134,202
当期純利益又は当期純損失（ ）	47,611,497	21,134,202
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	172,462	885,832
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	85,622,948	40,610,074
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,978,527	1,143,246
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,978,527	1,143,246
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,404,688	3,897,226
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,404,688	3,897,226
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	40,610,074	63,612,424

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、計算期間末日の基準価額で評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月21日から9月20日まで及び9月21日から翌年3月20日までとしておりますが、前計算期間末日が休業日のため、平成24年3月22日から平成24年9月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期 (平成24年3月21日現在)	第22期 (平成24年9月20日現在)
1. 当該計算期間の末日における受益権総数	519,082,543口	534,831,174口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	40,610,074円	63,612,424円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9218円 (9,218円)	0.8811円 (8,811円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第21期 (自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	第22期 (自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 146,872円	1. 投資信託財産の運用の指図に係る権限の一部を委託するために要する費用 313,701円
なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。	なお、当ファンドの主要な投資対象である親投資信託「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に係る権限の一部を委託しており、当該マザーファンドに係る費用のうち、当ファンドが負担している金額を記載しております。

<p>2. 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（2,372円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（142,604,293円）、及び分配準備積立金（55,653,410円）より、分配対象収益は198,260,075円（1口当たり0.381943円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。</p>	<p>2. 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益（0円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（150,105,980円）、及び分配準備積立金（54,169,178円）より、分配対象収益は204,275,158円（1口当たり0.381943円）ですが、基準価額の水準、市況動向等を勘案して分配は見送り（0円）としております。</p>
--	--

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

第21期 （自平成23年9月21日 至平成24年3月21日）	第22期 （自平成24年3月22日 至平成24年9月20日）
<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは親投資信託受益証券の価格変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 （平成24年3月21日現在）	第22期 （平成24年9月20日現在）

1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>1. 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>2. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

第21期 (自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	第22期 (自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における元本額の変動

項目	第21期 (平成24年3月21日現在)	第22期 (平成24年9月20日現在)
期首元本額	502,771,131円	519,082,543円
期中追加設定元本額	27,934,708円	30,094,617円
期中一部解約元本額	11,623,296円	14,345,986円

2 有価証券関係

第21期（平成24年3月21日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	53,543,421
合計	53,543,421

第22期（平成24年9月20日現在）

売買目的有価証券

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	12,130,904
合計	12,130,904

3 デリバティブ取引関係

第21期（平成24年3月21日現在）

該当事項はありません。

第22期（平成24年9月20日現在）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額（口）	評価額（円）	備考
親投資信託 受益証券	ニッセイ国内株式マザー ファンド	347,826,821	153,182,931	
	ニッセイ国内債券マザー ファンド	112,251,482	141,335,840	
	ニッセイ/パトナム・海外 株式マザーファンド	124,633,686	107,346,993	
	ニッセイ/パトナム・海外 債券マザーファンド	29,608,030	52,539,449	
合計		614,320,019	454,405,213	

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ 不動産等明細表

該当事項はありません。

第５ 商品明細表

該当事項はありません。

第６ 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第７ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第８ 借入金明細表

該当事項はありません。

<参考>

開示対象ファンド（DCニッセイバランスアクティブ）は、「ニッセイ国内株式マザーファンド」、「ニッセイ国内債券マザーファンド」、「ニッセイ/パトナム・海外株式マザーファンド」及び「ニッセイ/パトナム・海外債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて各マザーファンドの受益証券であります。開示対象ファンドの計算期間末日（以下、「計算日」という。）における各マザーファンドの状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

1. 「ニッセイ国内株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	409,310,842	415,357,572
株式	22,131,719,200	20,350,438,380
派生商品評価勘定	14,610,420	11,672,750
未収入金	197,421,042	158,396,680
未収配当金	28,824,050	6,482,600
差入委託証拠金	9,360,000	10,500,000
流動資産合計	22,791,245,554	20,952,847,982
資産合計	22,791,245,554	20,952,847,982
負債の部		
流動負債		
前受金	21,264,000	17,970,000
未払金	195,399,946	158,001,330
未払解約金	22,577,252	18,237,740
流動負債合計	239,241,198	194,209,070
負債合計	239,241,198	194,209,070
純資産の部		
元本等		
元本	45,788,333,956	47,137,280,829
剰余金		
剰余金又は欠損金()	23,236,329,600	26,378,641,917
純資産合計	22,552,004,356	20,758,638,912
負債純資産合計	22,791,245,554	20,952,847,982

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日の最終相場によっております。
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	株価指数先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。 本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。
3. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、残額については入金時に計上しております。

(2) 派生商品取引等損益の計上基準
約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
1. 計算日における受益権総数	45,788,333,956口	47,137,280,829口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	23,236,329,600円	26,378,641,917円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.4925円 (4,925円)	0.4404円 (4,404円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは株価変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは株価変動リスクなどの市場リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>

<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
---	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>1. 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
同計算期間の期首元本額	48,584,800,579円	45,788,333,956円
同計算期間中の追加設定元本額	3,724,586,290円	6,404,060,840円
同計算期間中の一部解約元本額	6,521,052,913円	5,055,113,967円
同計算期間末日の元本額	45,788,333,956円	47,137,280,829円

上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（債券重視型）	1,488,561,344円	1,488,293,845円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（標準型）	1,117,329,098円	1,118,582,069円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（株式重視型）	681,531,235円	700,763,636円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス（債券重視型）	1,247,133,372円	1,405,423,555円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス（標準型）	4,719,989,029円	5,139,472,810円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス（株式重視型）	3,252,345,678円	3,524,982,367円
DCニッセイ国内株式アクティブ	629,012,781円	635,584,431円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（標準型）VA（適格機関投資家専 用）	467,246,683円	365,976,694円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	9,394,992,829円	9,584,453,169円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （標準型）SA（適格機関投資家限定）	14,832,037,095円	15,164,565,132円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	1,067,723,680円	1,137,270,394円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （成長型）SA（適格機関投資家限定）	6,505,675,399円	6,524,085,906円
DCニッセイバランスアクティブ	384,755,733円	347,826,821円
合計	45,788,333,956円	47,137,280,829円

2 有価証券関係

(平成24年3月21日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	3,410,524,304
合計	3,410,524,304

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日
までの期間に対応するものであります。

(平成24年9月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	797,596,447
合計	797,596,447

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日
までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

(平成24年3月21日現在)

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1 年超（円）	時価（円）	評価損益（円）

市場取引	株価指数先物取引 買建	359,609,580	-	374,220,000	14,610,420
合計		359,609,580	-	374,220,000	14,610,420

（注1）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注3）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（平成24年9月20日現在）

株式関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち1 年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引	株価指数先物取引 買建	360,327,250	-	372,000,000	11,672,750
合計		360,327,250	-	372,000,000	11,672,750

（注1）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注3）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（3）附属明細表（平成24年9月20日現在）

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
コムシスホールディングス	81,900	1,063	87,059,700	
NIPPON	176,000	865	152,240,000	
大和ハウス工業	138,000	1,114	153,732,000	
大気社	144,600	1,601	231,504,600	
カルビー	17,700	6,010	106,377,000	
カカクコム	17,900	2,796	50,048,400	
麒麟ホールディングス	325,000	1,031	335,075,000	
不二製油	81,700	1,075	87,827,500	
キューピー	34,300	1,237	42,429,100	
JT	104,300	2,271	236,865,300	
コスモス薬品	13,100	6,790	88,949,000	
帝人	852,000	187	159,324,000	
旭化成	312,000	416	129,792,000	
TSIホールディングス	290,800	500	145,400,000	
ITホールディングス	129,700	992	128,662,400	
住友化学	817,000	227	185,459,000	

協和発酵キリン	188,000	906	170,328,000
三井化学	459,000	170	78,030,000
J S R	181,500	1,381	250,651,500
ダイセル	303,000	482	146,046,000
武田薬品工業	78,800	3,725	293,530,000
アステラス製薬	118,100	3,935	464,723,500
日本新薬	43,000	947	40,721,000
大塚ホールディングス	113,500	2,332	264,682,000
フジ・メディア・ホールディングス	778	127,600	99,272,800
ヤフー	3,448	28,810	99,336,880
住友ゴム工業	140,100	954	133,655,400
住友大阪セメント	775,000	262	203,050,000
共英製鋼	24,500	1,427	34,961,500
丸一鋼管	73,000	1,719	125,487,000
住友金属鉱山	307,000	1,017	312,219,000
D O W Aホールディングス	477,000	539	257,103,000
ノーリツ	69,800	1,328	92,694,400
リンナイ	29,100	5,570	162,087,000
オーエスジー	89,000	1,120	99,680,000
コマツ	220,100	1,619	356,341,900
クボタ	296,000	798	236,208,000
東洋エンジニアリング	15,000	327	4,905,000
荏原製作所	227,000	342	77,634,000
加藤製作所	8,000	236	1,888,000
T H K	167,000	1,286	214,762,000
日立製作所	1,188,000	466	553,608,000
オムロン	155,700	1,557	242,424,900
ソニー	113,200	1,007	113,992,400
T D K	29,800	3,135	93,423,000

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
バイオニア	603,500	243	146,650,500	
堀場製作所	43,400	2,385	103,509,000	
カシオ計算機	431,200	570	245,784,000	
ファナック	5,900	13,730	81,007,000	
太陽誘電	140,200	773	108,374,600	
日産自動車	497,900	702	349,525,800	
トヨタ自動車	289,700	3,210	929,937,000	
ダイハツ工業	75,000	1,307	98,025,000	
ホンダ	237,400	2,623	622,700,200	
ドン・キホーテ	69,800	2,888	201,582,400	
トプコン	142,500	452	64,410,000	
大日本スクリーン製造	232,000	439	101,848,000	
キヤノン	121,500	2,771	336,676,500	
リコー	379,000	727	275,533,000	
バンダイナムコホールディングス	158,000	1,288	203,504,000	
凸版印刷	257,000	471	121,047,000	
エフビコ	23,400	5,620	131,508,000	
伊藤忠商事	423,900	827	350,565,300	
丸紅	367,000	530	194,510,000	
オンワ - ドホールディングス	181,000	604	109,324,000	
ファミリーマート	37,600	3,715	139,684,000	
日立ハイテクノロジーズ	120,100	1,939	232,873,900	

住友商事	287,700	1,113	320,210,100	
三菱商事	224,900	1,526	343,197,400	
ユニ・チャーム	22,500	4,390	98,775,000	
青山商事	154,200	1,501	231,454,200	
丸井グループ	276,500	569	157,328,500	
新生銀行	2,527,000	103	260,281,000	
あおぞら銀行	542,000	254	137,668,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,406,700	379	533,139,300	
三井住友フィナンシャルグループ	40,800	2,553	104,162,400	
横浜銀行	318,000	371	117,978,000	
静岡銀行	144,000	798	114,912,000	
スルガ銀行	215,000	873	187,695,000	
みずほフィナンシャルグループ	4,215,400	133	560,648,200	
イオンクレジットサービス	67,000	1,575	105,525,000	
野村ホールディングス	746,900	295	220,335,500	
カブドットコム証券	165,500	234	38,727,000	
東京海上ホールディングス	116,200	2,055	238,791,000	
T & Dホールディングス	291,500	885	257,977,500	
三菱地所	282,000	1,469	414,258,000	
イオンモール	147,200	1,845	271,584,000	
東日本旅客鉄道	63,900	5,030	321,417,000	
阪急阪神ホールディングス	476,000	414	197,064,000	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価（円）	金額（円）	
ヤマトホールディングス	195,600	1,265	247,434,000	
日本航空	36,600	3,845	140,727,000	
上組	135,000	651	87,885,000	
日本電信電話	88,400	3,855	340,782,000	
光通信	38,100	3,960	150,876,000	
NTTドコモ	3,265	129,500	422,817,500	
中部電力	48,100	968	46,560,800	
東京ガス	351,000	422	148,122,000	
大阪ガス	744,000	338	251,472,000	
ベネッセホールディングス	29,600	3,775	111,740,000	
ヤマダ電機	37,810	3,560	134,603,600	
ファーストリテイリング	5,000	18,060	90,300,000	
ソフトバンク	79,500	3,160	251,220,000	
合計	28,789,301	-	20,350,438,380	

株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2. 「ニッセイ国内債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,037,920,878	984,473,120
国債証券	30,135,522,560	28,940,106,681
未収入金	5,552,427,543	4,465,317,767
未収利息	17,360,963	13,844,132
前払金	5,460,000	2,040,000
前払費用	11,291,815	19,094,731
差入委託証拠金	2,520,000	2,340,000
流動資産合計	36,762,503,759	34,427,216,431
資産合計	36,762,503,759	34,427,216,431
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	4,575,750	675,750
未払金	5,540,002,255	4,464,298,299
未払解約金	36,126,212	23,847,078
流動負債合計	5,580,704,217	4,488,821,127
負債合計	5,580,704,217	4,488,821,127
純資産の部		
元本等		
元本	25,197,025,278	23,778,274,738
剰余金		
剰余金又は欠損金()	5,984,774,264	6,160,120,566
純資産合計	31,181,799,542	29,938,395,304
負債純資産合計	36,762,503,759	34,427,216,431

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。ただし、買付後の最初の利払日までは個別法に基づいております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。ただし、償還までの残存期間が1年以内の債券については、償却原価法によっております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>国債先物取引 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。</p> <p>本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
1. 計算日における受益権総数	25,197,025,278口	23,778,274,738口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2375円 (12,375円)	1.2591円 (12,591円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針 本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク 本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p>

<p>3．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>3．金融商品に係るリスク管理体制 取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p> <p>4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年3月21日現在）	（平成24年9月20日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	<p>1．国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>2．デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1．国債証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>2．デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成23年9月21日 至平成24年3月21日）	（自平成24年3月22日 至平成24年9月20日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
同計算期間の期首元本額	24,726,329,684円	25,197,025,278円
同計算期間中の追加設定元本額	3,357,669,492円	2,112,100,723円
同計算期間中の一部解約元本額	2,886,973,898円	3,530,851,263円
同計算期間末日の元本額	25,197,025,278円	23,778,274,738円
上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン(債券重視型)	1,568,492,970円	1,427,838,977円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン(標準型)	499,605,757円	455,272,045円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン(株式重視型)	97,941,189円	91,633,372円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス(債券重視型)	1,314,674,216円	1,348,074,155円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス(標準型)	2,110,910,578円	2,091,695,742円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス(株式重視型)	467,591,082円	460,951,065円
DCニッセイ国内債券アクティブ	741,665,732円	821,914,137円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン(標準型)VA(適格機関投資家専 用)	208,846,715円	149,002,763円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (債券重視型)SA(適格機関投資家限定)	9,882,756,616円	9,195,136,464円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (標準型)SA(適格機関投資家限定)	6,619,093,748円	6,170,708,390円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (株式重視型)SA(適格機関投資家限定)	153,180,228円	148,711,422円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス (成長型)SA(適格機関投資家限定)	1,345,226,764円	1,229,815,214円
ニッセイセカンドライフ応援ファンド(毎月 分配型)	61,542,438円	52,605,258円
ニッセイセカンドライフ応援ファンド(成長 重視型)	24,672,738円	22,664,252円
DCニッセイバランスアクティブ	100,824,507円	112,251,482円
合計	25,197,025,278円	23,778,274,738円

2 有価証券関係

(平成24年3月21日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	41,108,624
合計	41,108,624

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首(平成23年12月21日)から計算日
までの期間に対応するものであります。

(平成24年9月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	7,217,273
合計	7,217,273

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

（平成24年3月21日現在）

債券関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場 取引	国債先物取引 買建	853,875,750	-	849,300,000	4,575,750
	合計	853,875,750	-	849,300,000	4,575,750

（注1）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注3）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（平成24年9月20日現在）

債券関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場 取引	国債先物取引 買建	863,475,750	-	862,800,000	675,750
	合計	863,475,750	-	862,800,000	675,750

（注1）時価の算定方法

1. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。想定元本ベースではありません。
2. 先物取引の評価においては、証券取引所の発表する計算日の清算値段によっております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注3）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（3）附属明細表（平成24年9月20日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債 証券	第301回 利付国債(2年)	0.200	2013/2/15	254,900,000	255,001,960	
	第302回 利付国債(2年)	0.200	2013/3/15	127,900,000	127,938,370	
	第303回 利付国債(2年)	0.200	2013/4/15	67,500,000	67,533,428	
	第305回 利付国債(2年)	0.200	2013/6/15	77,500,000	77,554,050	
	第306回 利付国債(2年)	0.200	2013/7/15	405,300,000	405,636,140	
	第307回 利付国債(2年)	0.200	2013/8/15	548,800,000	549,310,406	
	第308回 利付国債(2年)	0.100	2013/9/15	36,300,000	36,301,446	
	第310回 利付国債(2年)	0.200	2013/11/15	167,900,000	168,099,801	
	第311回 利付国債(2年)	0.200	2013/12/15	435,500,000	436,057,440	
	第316回 利付国債(2年)	0.100	2014/5/15	346,000,000	346,027,680	
	第317回 利付国債(2年)	0.100	2014/6/15	690,000,000	690,055,200	
	第318回 利付国債(2年)	0.100	2014/7/15	125,100,000	125,111,259	
	第319回 利付国債(2年)	0.100	2014/8/15	133,200,000	133,211,988	
	第95回 利付国債(5年)	0.600	2016/3/20	372,300,000	378,632,823	
	第96回 利付国債(5年)	0.500	2016/3/20	441,800,000	447,777,554	
	第98回 利付国債(5年)	0.300	2016/6/20	81,200,000	81,727,800	
	第99回 利付国債(5年)	0.400	2016/9/20	1,054,800,000	1,065,674,988	
	第100回 利付国債(5年)	0.300	2016/9/20	569,500,000	573,110,630	
	第101回 利付国債(5年)	0.400	2016/12/20	14,800,000	14,952,588	
	第102回 利付国債(5年)	0.300	2016/12/20	527,200,000	530,415,920	
	第103回 利付国債(5年)	0.300	2017/3/20	846,700,000	851,407,652	
	第104回 利付国債(5年)	0.200	2017/3/20	136,900,000	137,051,959	
	第105回 利付国債(5年)	0.200	2017/6/20	522,100,000	522,340,166	
	第1回 利付国債(40年)	2.400	2048/3/20	56,300,000	61,419,922	
	第2回 利付国債(40年)	2.200	2049/3/20	41,800,000	43,380,040	
	第3回 利付国債(40年)	2.200	2050/3/20	19,100,000	19,728,008	
	第4回 利付国債(40年)	2.200	2051/3/20	52,300,000	53,756,032	
	第5回 利付国債(40年)	2.000	2052/3/20	126,200,000	122,549,034	
	第260回 利付国債(10年)	1.600	2014/6/20	201,000,000	206,244,090	
	第285回 利付国債(10年)	1.700	2017/3/20	87,000,000	92,924,700	
	第286回 利付国債(10年)	1.800	2017/6/20	28,700,000	30,876,321	
	第288回 利付国債(10年)	1.700	2017/9/20	358,000,000	384,524,220	
	第289回 利付国債(10年)	1.500	2017/12/20	230,500,000	245,777,540	
	第290回 利付国債(10年)	1.400	2018/3/20	279,800,000	297,368,642	
第293回 利付国債(10年)	1.800	2018/6/20	706,100,000	767,128,223		
第294回 利付国債(10年)	1.700	2018/6/20	86,000,000	92,947,080		
第295回 利付国債(10年)	1.500	2018/6/20	92,900,000	99,354,692		
第297回 利付国債(10年)	1.400	2018/12/20	998,500,000	1,063,801,900		
第298回 利付国債(10年)	1.300	2018/12/20	714,900,000	757,286,421		
第299回 利付国債(10年)	1.300	2019/3/20	316,600,000	335,456,696		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-----------	-----	---------	--------	----

国債証券	第300回 利付国債(10年)	1.500	2019/3/20	298,300,000	319,849,192
	第301回 利付国債(10年)	1.500	2019/6/20	68,200,000	73,169,052
	第303回 利付国債(10年)	1.400	2019/9/20	784,100,000	835,983,897
	第305回 利付国債(10年)	1.300	2019/12/20	244,200,000	258,659,082
	第308回 利付国債(10年)	1.300	2020/6/20	659,000,000	697,485,600
	第309回 利付国債(10年)	1.100	2020/6/20	159,300,000	166,170,609
	第310回 利付国債(10年)	1.000	2020/9/20	1,196,500,000	1,237,228,860
	第312回 利付国債(10年)	1.200	2020/12/20	363,400,000	380,963,122
	第314回 利付国債(10年)	1.100	2021/3/20	23,700,000	24,616,953
	第315回 利付国債(10年)	1.200	2021/6/20	831,200,000	869,352,080
	第316回 利付国債(10年)	1.100	2021/6/20	168,900,000	175,183,080
	第318回 利付国債(10年)	1.000	2021/9/20	109,100,000	112,056,610
	第320回 利付国債(10年)	1.000	2021/12/20	131,900,000	135,215,966
	第322回 利付国債(10年)	0.900	2022/3/20	506,700,000	513,656,991
	第7回 利付国債(30年)	2.300	2032/5/20	62,100,000	68,650,308
	第10回 利付国債(30年)	1.100	2033/3/20	133,800,000	119,961,066
	第13回 利付国債(30年)	2.000	2033/12/20	206,200,000	216,021,306
	第14回 利付国債(30年)	2.400	2034/3/20	12,900,000	14,411,751
	第16回 利付国債(30年)	2.500	2034/9/20	69,300,000	78,676,983
	第20回 利付国債(30年)	2.500	2035/9/20	40,700,000	46,157,870
	第23回 利付国債(30年)	2.500	2036/6/20	188,200,000	213,480,906
	第24回 利付国債(30年)	2.500	2036/9/20	140,300,000	159,153,514
	第25回 利付国債(30年)	2.300	2036/12/20	43,200,000	47,283,696
	第26回 利付国債(30年)	2.400	2037/3/20	249,600,000	277,884,672
	第27回 利付国債(30年)	2.500	2037/9/20	22,900,000	25,931,044
	第29回 利付国債(30年)	2.400	2038/9/20	157,400,000	175,050,836
	第33回 利付国債(30年)	2.000	2040/9/20	59,100,000	60,400,200
	第34回 利付国債(30年)	2.200	2041/3/20	147,100,000	156,557,059
	第35回 利付国債(30年)	2.000	2041/9/20	398,500,000	405,947,965
	第23回 利付国債(20年)	5.500	2013/9/20	84,300,000	88,801,620
	第27回 利付国債(20年)	5.000	2014/9/22	469,300,000	515,070,829
	第30回 利付国債(20年)	3.700	2015/9/21	47,600,000	52,718,904
	第55回 利付国債(20年)	2.000	2022/3/21	14,900,000	16,601,133
	第56回 利付国債(20年)	2.000	2022/6/20	89,100,000	99,296,604
	第64回 利付国債(20年)	1.900	2023/9/20	300,000	331,158
	第68回 利付国債(20年)	2.200	2024/3/20	46,000,000	52,197,120
	第69回 利付国債(20年)	2.100	2024/3/20	69,500,000	78,099,235
	第72回 利付国債(20年)	2.100	2024/9/20	204,600,000	229,675,776
	第73回 利付国債(20年)	2.000	2024/12/20	146,000,000	162,095,040
	第75回 利付国債(20年)	2.100	2025/3/20	59,800,000	67,026,232
	第83回 利付国債(20年)	2.100	2025/12/20	73,900,000	82,534,476
	第86回 利付国債(20年)	2.300	2026/3/20	121,600,000	138,653,184
第87回 利付国債(20年)	2.200	2026/3/20	302,000,000	340,408,360	
第88回 利付国債(20年)	2.300	2026/6/20	597,700,000	680,445,588	
第90回 利付国債(20年)	2.200	2026/9/20	831,300,000	934,231,566	
第95回 利付国債(20年)	2.300	2027/6/20	418,000,000	473,502,040	
第97回 利付国債(20年)	2.200	2027/9/20	478,700,000	534,755,770	
第98回 利付国債(20年)	2.100	2027/9/20	3,000,000	3,309,360	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額(円)	評価額(円)	備考
----	----	-----------	-----	---------	--------	----

国債証券	第100回 利付国債(20年)	2.200	2028/3/20	1,100,000	1,225,235
	第103回 利付国債(20年)	2.300	2028/6/20	229,700,000	258,692,734
	第106回 利付国債(20年)	2.200	2028/9/20	5,100,000	5,662,581
	第110回 利付国債(20年)	2.100	2029/3/20	83,000,000	90,599,480
	第112回 利付国債(20年)	2.100	2029/6/20	122,800,000	133,730,428
	第113回 利付国債(20年)	2.100	2029/9/20	576,400,000	626,615,968
	第116回 利付国債(20年)	2.200	2030/3/20	205,600,000	225,847,488
	第117回 利付国債(20年)	2.100	2030/3/20	54,600,000	59,137,806
	第121回 利付国債(20年)	1.900	2030/9/20	59,300,000	62,175,457
	第130回 利付国債(20年)	1.800	2031/9/20	730,000,000	747,994,500
	第135回 利付国債(20年)	1.700	2032/3/20	396,800,000	399,133,184
	第137回 利付国債(20年)	1.700	2032/6/20	42,300,000	42,488,235
	第139回 利付国債(20年)	1.600	2032/6/20	107,400,000	106,126,236
	第3回 物価連動国債(10年)	0.500	2014/12/10	48,100,000	48,792,760
	第4回 物価連動国債(10年)	0.500	2015/6/10	133,100,000	136,369,534
	第5回 物価連動国債(10年)	0.800	2015/9/10	331,600,000	341,537,720
	第7回 物価連動国債(10年)	0.800	2016/3/10	81,200,000	84,595,459
	第14回 物価連動国債(10年)	1.200	2017/12/10	204,300,000	220,702,838
第16回 物価連動国債(10年)	1.400	2018/6/10	219,200,000	238,309,964	
合計				27,543,900,000	28,940,106,681

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

3. 「ニッセイノパトナム・海外株式マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	665,013,412	138,244,035
コール・ローン	41,147,798	118,725,950

株式	23,248,561,094	22,401,429,442
投資証券	139,639,326	132,843,790
派生商品評価勘定	88,582,561	104,067,689
未収入金	41,765,739	332,134,680
未収配当金	23,674,827	28,033,017
流動資産合計	24,248,384,757	23,255,478,603
資産合計	24,248,384,757	23,255,478,603
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	117,023,739	32,168,818
未払金	-	114,522,648
未払解約金	23,700,748	29,273,786
流動負債合計	140,724,487	175,965,252
負債合計	140,724,487	175,965,252
純資産の部		
元本等		
元本	27,298,011,184	26,796,132,351
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,190,350,914	3,716,619,000
純資産合計	24,107,660,270	23,079,513,351
負債純資産合計	24,248,384,757	23,255,478,603

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における計算日に知りうる直近の日の最終相場によっております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、当該先物取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>(1) 受取配当金 株式の配当落ち日において、その予想配当金額を計上していません。</p> <p>(2) 為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
----------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
1. 計算日における受益権総数	27,298,011,184口	26,796,132,351口
2. 投資信託財産の計算に関する規則第55条の6第10号に規定する額 元本の欠損	3,190,350,914円	3,716,619,000円
3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.8831円 (8,831円)	0.8613円 (8,613円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは投資証券の価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは投資証券の価格変動リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>

<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
---	---

金融商品の時価等に関する事項

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>1. 株式、投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1. 株式、投資証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>2. デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「(その他の注記)」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3. コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

(自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(その他の注記)

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
同計算期間の期首元本額	29,476,472,931円	27,298,011,184円
同計算期間中の追加設定元本額	3,771,436,965円	3,005,069,645円
同計算期間中の一部解約元本額	5,949,898,712円	3,506,948,478円
同計算期間末日の元本額	27,298,011,184円	26,796,132,351円

上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（債券重視型）	430,677,122円	399,808,339円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（標準型）	431,000,648円	400,593,476円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（株式重視型）	295,801,558円	282,219,969円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス（債券重視型）	360,732,861円	377,332,217円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス（標準型）	1,820,547,183円	1,840,305,019円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバラン ス（株式重視型）	1,411,330,599円	1,419,538,329円
DCニッセイ/パトナム・グローバル・コア 株式	9,550,722,369円	9,713,777,220円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス オープン（標準型）VA（適格機関投資家専 用）	180,261,578円	131,026,418円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	2,664,057,382円	2,573,900,226円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （標準型）SA（適格機関投資家限定）	5,608,523,979円	5,429,169,571円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	454,259,350円	457,999,381円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス （成長型）SA（適格機関投資家限定）	2,792,782,067円	2,651,242,977円
ニッセイ/パトナム・グローバル・コア株式 SA（適格機関投資家限定）	133,361,343円	139,317,738円
ニッセイ/パトナム・バランスアップオープ ン	1,046,247,645円	855,267,785円
DCニッセイバランスアクティブ	117,705,500円	124,633,686円
合計	27,298,011,184円	26,796,132,351円

2 有価証券関係

（平成24年3月21日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	3,283,500,790
投資証券	4,025,612
合計	3,279,475,178

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（平成24年9月20日現在）

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
株式	3,217,140,387
投資証券	5,615,554
合計	3,211,524,833

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

(平成24年3月21日現在)

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	3,301,463,588	-	3,394,228,477	92,764,889
	香港ドル	126,394,808	-	128,419,984	2,025,176
	英ポンド	539,948,786	-	554,363,576	14,414,790
	イスラエルシェケル	89,068,608	-	92,381,248	3,312,640
	ユーロ	140,125,085	-	144,205,515	4,080,430
	計	4,197,000,875	-	4,313,598,800	116,597,925
	買建				
	米ドル	895,537,287	-	919,690,424	24,153,137
	カナダドル	866,545,452	-	888,570,564	22,025,112
	オーストラリアドル	386,627,041	-	387,880,442	1,253,401
	香港ドル	57,278,317	-	58,977,380	1,699,063
	シンガポールドル	175,472,039	-	179,109,450	3,637,411
	スイスフラン	908,476,001	-	932,328,000	23,851,999
	デンマーククローネ	97,991,837	-	100,650,320	2,658,483
	ノルウェークローネ	98,612,030	-	98,649,982	37,952
	スウェーデンクローネ	335,249,240	-	339,840,404	4,591,164
	ユーロ	151,641,631	-	155,890,656	4,249,025
	計	3,973,430,875	-	4,061,587,622	88,156,747
合計	8,170,431,750	-	8,375,186,422	28,441,178	

(注1) 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) 評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

(注3) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(平成24年9月20日現在)

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
----	----	---------	-------------------	-------	---------

市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	4,461,193,061	-	4,462,695,772	1,502,711
	オーストラリアドル	158,971,239	-	160,038,120	1,066,881
	香港ドル	47,313,266	-	47,785,926	472,660
	英ポンド	1,136,149,713	-	1,160,703,764	24,554,051
	ユーロ	94,493,282	-	98,238,062	3,744,780
	計	5,898,120,561	-	5,929,461,644	31,341,083
	買建				
	米ドル	1,436,927,500	-	1,436,975,012	47,512
	カナダドル	1,135,876,534	-	1,146,535,872	10,659,338
	オーストラリアドル	736,240,350	-	751,839,528	15,599,178
	香港ドル	54,713,193	-	54,733,518	20,325
	シンガポールドル	169,859,592	-	172,977,045	3,117,453
	英ポンド	36,240,943	-	36,558,500	317,557
	イスラエルシェケル	60,135,455	-	61,881,088	1,745,633
	スイスフラン	830,572,340	-	855,055,032	24,482,692
	デンマーククローネ	89,302,551	-	92,622,580	3,320,029
	ノルウェークローネ	91,821,788	-	93,422,144	1,600,356
	スウェーデンクローネ	320,629,381	-	329,434,332	8,804,951
ユーロ	935,800,934	-	969,325,864	33,524,930	
計	5,898,120,561	-	6,001,360,515	103,239,954	
合計	11,796,241,122	-	11,930,822,159	71,898,871	

(注1) 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) 評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものがあります。

(注3) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(3) 附属明細表（平成24年9月20日現在）

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
AETNA INC	51,900	39.43	2,046,417.00	
AFLAC INC	65,400	48.60	3,178,440.00	
AMAZON.COM INC	10,500	261.68	2,747,640.00	
AON PLC	61,500	52.65	3,237,975.00	
APPLE INC	13,900	702.10	9,759,190.00	
ASSURED GUARANTY LTD	153,700	14.78	2,271,686.00	
AUTOZONE INC	5,300	369.84	1,960,152.00	
BANK OF AMERICA CORP	394,400	9.29	3,663,976.00	
BEAZER HOMES USA INC	885,500	3.75	3,320,625.00	

BEST BUY CO INC	62,515	17.94	1,121,519.10	
BROOKDALE SENIOR LIVING INC	106,600	22.77	2,427,282.00	
CABOT OIL & GAS CORP	72,200	44.64	3,223,008.00	
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	45,800	57.97	2,655,026.00	
CAPITAL SENIOR LIVING CORP	131,000	13.63	1,785,530.00	
CATAMARAN CORP	28,400	95.28	2,705,952.00	
CBRE GROUP INC - A	119,700	19.50	2,334,150.00	
CENTURYLINK INC	68,500	42.18	2,889,330.00	
CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	15,200	222.82	3,386,864.00	
COMPUTER SCIENCES CORP	63,000	33.54	2,113,020.00	
COVIDIEN PLC	48,600	59.57	2,895,102.00	
DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	34,100	42.71	1,456,411.00	
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	37,800	38.51	1,455,678.00	
EMERITUS CORP	80,000	20.99	1,679,200.00	
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	52,000	62.98	3,274,960.00	
FEDEX CORP	24,100	86.90	2,094,290.00	
FORD MOTOR CO	188,000	10.59	1,990,920.00	
FORESTAR GROUP INC	103,400	17.38	1,797,092.00	
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	74,400	27.44	2,041,536.00	
GEORGIA GULF CORP	44,000	37.71	1,659,240.00	
HANESBRANDS INC	57,300	33.15	1,899,495.00	
HOMEAWAY INC	99,400	24.91	2,476,054.00	
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	46,700	61.28	2,861,776.00	
JOHNSON CONTROLS INC	99,000	29.08	2,878,920.00	
JPMORGAN CHASE & CO	154,400	41.34	6,382,896.00	
KBR INC	58,500	31.26	1,828,710.00	
LENNAR CORP-A	89,000	36.26	3,227,140.00	
LORILLARD INC	17,100	118.68	2,029,428.00	
LOWE'S COS INC	140,100	29.59	4,145,559.00	
MARATHON OIL CORP	90,900	30.40	2,763,360.00	
MARSH & MCLENNAN COS	95,600	34.50	3,298,200.00	
MEADWESTVACO CORP	79,700	30.30	2,414,910.00	
MONSANTO CO	72,300	91.16	6,590,868.00	
MORGAN STANLEY	69,400	17.57	1,219,358.00	
NATIONAL OILWELL VARCO INC	39,400	82.03	3,231,982.00	
NOBLE ENERGY INC	27,600	93.38	2,577,288.00	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
NUANCE COMMUNICATIONS INC	59,100	25.39	1,500,549.00	
OCEANEERING INTL INC	51,400	55.85	2,870,690.00	
OIL STATES INTERNATIONAL INC	33,700	83.37	2,809,569.00	
OWENS CORNING	67,400	33.87	2,282,838.00	
PFIZER INC	240,892	24.16	5,819,950.72	
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	62,600	91.64	5,736,664.00	
PRECISION CASTPARTS CORP	13,400	159.47	2,136,898.00	
PRICELINE.COM INC	3,100	639.03	1,980,993.00	
PULTEGROUP INC	229,000	16.43	3,762,470.00	
QUALCOMM INC	43,800	65.08	2,850,504.00	
REGIONS FINANCIAL CORP	303,800	7.65	2,324,070.00	
SALESFORCE.COM INC	19,800	157.98	3,128,004.00	
Schwab (Charles) Corp	182,400	13.65	2,489,760.00	
SOUTHWESTERN ENERGY CO	77,600	34.10	2,646,160.00	
STANDARD PACIFIC CORP	460,446	7.39	3,402,695.94	
STANLEY BLACK & DECKER INC	27,300	76.49	2,088,177.00	
STATE STREET CORP	48,200	43.45	2,094,290.00	

TEXAS INSTRUMENTS INC	120,700	28.69	3,462,883.00	
TOLL BROTHERS INC	77,400	36.41	2,818,134.00	
TRONOX LTD-CL A	96,000	26.45	2,539,200.00	
TYCO INTERNATIONAL LTD	67,000	55.16	3,695,720.00	
UNITEDHEALTH GROUP INC	35,000	54.95	1,923,250.00	
VERISK ANALYTICS INC-CLASS A	40,900	47.59	1,946,431.00	
VERIZON COMMUNICATIONS INC	97,000	45.27	4,391,190.00	
VISA INC-CLASS A SHARES	22,600	134.79	3,046,254.00	
WELLS FARGO & CO	103,700	35.25	3,655,425.00	
WW GRAINGER INC	15,300	203.75	3,117,375.00	
米ドル 小計	6,877,353	-	207,518,299.76 (16,271,509,885)	
ILUKA RESOURCES LTD	189,058	11.25	2,126,902.50	
ORIGIN ENERGY LTD	155,661	11.73	1,825,903.53	
オーストラリアドル 小計	344,719	-	3,952,806.03 (324,367,263)	
HYSAN DEVELOPMENT CO	412,000	35.40	14,584,800.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	139,000	112.80	15,679,200.00	
香港ドル 小計	551,000	-	30,264,000.00 (305,969,040)	
AGGREKO PLC	61,964	23.73	1,470,405.72	
BG GROUP PLC	401,136	12.715	5,100,444.24	
COMPASS GROUP PLC	295,996	7.09	2,098,611.64	
KINGFISHER PLC	653,364	2.738	1,788,910.63	
PERSIMMON PLC	202,112	7.585	1,533,019.52	
PRUDENTIAL PLC	219,330	8.22	1,802,892.60	
SHIRE PLC	73,238	18.77	1,374,677.26	
TELECITY GROUP PLC	240,251	8.595	2,064,957.34	
TUI TRAVEL PLC	757,947	2.299	1,742,520.15	
TULLOW OIL PLC	150,431	13.93	2,095,503.83	

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
UNITED UTILITIES GROUP PLC	239,887	7.27	1,743,978.49	
英ポンド 小計	3,295,656	-	22,815,921.42 (2,902,641,522)	
ANHEUSER-BUSCH INBEV NV	36,280	66.33	2,406,452.40	
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	260,987	6.453	1,684,149.11	
GEMALTO	22,202	69.02	1,532,382.04	
INDITEX	12,720	95.31	1,212,343.20	
KERRY GROUP PLC-A	42,912	37.50	1,609,200.00	
LANXESS AG	19,284	67.50	1,301,670.00	
PERNOD-RICARD SA	24,501	87.75	2,149,962.75	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	207,593	27.83	5,777,313.19	
SANOFI	56,320	68.00	3,829,760.00	
SOCIETE GENERALE	92,599	24.10	2,231,635.90	
ZIGGO NV	67,586	24.35	1,645,719.10	
ユーロ 小計	842,984	-	25,380,587.69 (2,596,941,732)	
合計			22,401,429,442 (22,401,429,442)	

株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額	備考
----	----	----	-----	----

投資証券	BLACKSTONE GROUP LP	112,200	1,694,220.00	
	米ドル 小計	112,200	1,694,220.00 (132,843,790)	
合計			132,843,790 (132,843,790)	

- (注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 種類ごとの計及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	株式 72 銘柄	72.64 %	- %	72.80 %
	投資証券 1 銘柄	- %	100.00 %	
オーストラリアドル	株式 2 銘柄	1.45 %	- %	1.44 %
香港ドル	株式 2 銘柄	1.36 %	- %	1.36 %
英ポンド	株式 11 銘柄	12.96 %	- %	12.88 %
ユーロ	株式 11 銘柄	11.59 %	- %	11.52 %
合計		100.00 %	100.00 %	100.00 %

(注) 組入株式時価比率及び組入投資証券時価比率は、株式及び投資証券の合計額に対する各通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

4. 「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
--	----------------	----------------

資産の部		
流動資産		
預金	945,071,319	2,640,864,984
コール・ローン	153,545,448	72,814,996
国債証券	16,019,953,852	13,073,825,186
地方債証券	282,649,519	264,246,593
特殊債券	1,428,720,744	1,183,841,440
社債券	755,964,853	890,431,082
派生商品評価勘定	139,215,167	127,859,128
未収入金	28,287,719	-
未収利息	130,054,339	117,232,461
前払費用	84,793,743	18,012,089
流動資産合計	19,968,256,703	18,389,127,959
資産合計	19,968,256,703	18,389,127,959
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	189,059,758	56,825,215
未払金	287,706,743	-
未払解約金	24,661,993	10,272,864
流動負債合計	501,428,494	67,098,079
負債合計	501,428,494	67,098,079
純資産の部		
元本等		
元本	10,658,731,220	10,325,414,098
剰余金		
剰余金又は欠損金（ ）	8,808,096,989	7,996,615,782
純資産合計	19,466,828,209	18,322,029,880
負債純資産合計	19,968,256,703	18,389,127,959

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p> <p>本マザーファンドにおける派生商品評価勘定は、為替予約取引に係るものであります。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、国内における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. 収益及び費用の計上基準	<p>為替予約取引による為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理</p> <p>外貨建資産等については、投資信託財産の計算に関する規則第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分して整理する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>
----------------------------	--

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成24年3月21日現在)	(平成24年9月20日現在)
1. 計算日における受益権総数	10,658,731,220口	10,325,414,098口
2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.8264円 (18,264円)	1.7745円 (17,745円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

(自平成23年9月21日 至平成24年3月21日)	(自平成24年3月22日 至平成24年9月20日)
<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>	<p>1. 金融商品に対する取組方針</p> <p>本マザーファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p> <p>2. 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>本マザーファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。これらは金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクに晒されております。</p> <p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律及び同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限及び管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。</p>

<p>4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでも名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
--	--

金融商品の時価等に関する事項

項目	（平成24年3月21日現在）	（平成24年9月20日現在）
1．貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	<p>1．国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>2．デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>1．国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>2．デリバティブ取引 デリバティブ取引については、「（その他の注記）」の「3 デリバティブ取引関係」に記載しております。</p> <p>3．コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

（自平成23年9月21日 至平成24年3月21日）	（自平成24年3月22日 至平成24年9月20日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（その他の注記）

1 開示対象ファンドの計算期間における本マザーファンドの元本額の変動及び計算日の元本の内訳

項目	（平成24年3月21日現在）	（平成24年9月20日現在）
同計算期間の期首元本額	10,865,792,487円	10,658,731,220円
同計算期間中の追加設定元本額	580,546,150円	383,208,888円
同計算期間中の一部解約元本額	787,607,417円	716,526,010円
同計算期間末日の元本額	10,658,731,220円	10,325,414,098円

上記元本額の内訳		
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）	199,816,188円	185,990,409円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）	99,998,316円	93,191,902円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）	45,740,492円	43,768,349円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）	167,413,249円	175,596,195円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）	422,408,335円	428,155,772円
DCニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）	218,285,702円	220,168,313円
DCニッセイ/パトナム・グローバル債券	1,334,291,959円	1,328,084,382円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランスオープン（標準型）VA（適格機関投資家専用）	41,818,669円	30,495,224円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（債券重視型）SA（適格機関投資家限定）	1,234,395,565円	1,197,715,126円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（標準型）SA（適格機関投資家限定）	1,299,239,934円	1,263,121,450円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（株式重視型）SA（適格機関投資家限定）	70,156,539円	71,031,340円
ニッセイ/パトナム・グローバルバランス（成長型）SA（適格機関投資家限定）	462,097,606円	440,556,794円
ニッセイ/パトナム・グローバル債券SA（適格機関投資家限定）	5,032,938,194円	4,817,930,812円
DCニッセイバランスアクティブ	30,130,472円	29,608,030円
合計	10,658,731,220円	10,325,414,098円

2 有価証券関係

(平成24年3月21日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	326,670,877
地方債証券	2,939,961
特殊債券	2,696,981
社債券	7,585,957
合計	319,327,900

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

(平成24年9月20日現在)

売買目的有価証券

種類	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	191,234,113
地方債証券	7,387,793
特殊債券	35,197,444
社債券	780,568
合計	219,824,332

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

3 デリバティブ取引関係

取引の時価等に関する事項

（平成24年3月21日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建					
	米ドル	4,298,653,732	-	4,409,043,631	110,389,899	
	カナダドル	377,205,799	-	389,167,072	11,961,273	
	オーストラリアドル	39,466,735	-	39,012,121	454,614	
	シンガポールドル	11,228,412	-	11,430,120	201,708	
	英ポンド	1,189,413,289	-	1,215,335,532	25,922,243	
	スイスフラン	537,937,748	-	551,300,800	13,363,052	
	デンマーククローネ	13,885,065	-	14,238,156	353,091	
	スウェーデンクローネ	216,607,730	-	222,103,011	5,495,281	
	ポーランドズロチ	20,969,564	-	21,310,597	341,033	
	ユーロ	770,387,077	-	790,546,950	20,159,873	
	計	7,475,755,151	-	7,663,487,990	187,732,839	
		買建				
	米ドル	3,177,101,419	-	3,253,719,504	76,618,085	
	カナダドル	1,364,493,437	-	1,388,379,368	23,885,931	
	オーストラリアドル	1,125,014,913	-	1,131,771,653	6,756,740	
	シンガポールドル	152,160,207	-	155,314,380	3,154,173	
	ノルウェークローネ	475,035,562	-	476,719,129	1,683,567	
	スウェーデンクローネ	709,733,915	-	718,730,114	8,996,199	
	メキシコペソ	264,659,223	-	275,869,262	11,210,039	
ポーランドズロチ	170,390,516	-	174,722,175	4,331,659		
ユーロ	37,165,959	-	38,417,814	1,251,855		
計	7,475,755,151	-	7,613,643,399	137,888,248		
合計	14,951,510,302	-	15,277,131,389	49,844,591		

（注1）時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

（注2）評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

（注3）上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

（平成24年9月20日現在）

通貨関連

区分	種類	契約額等（円）	契約額等のうち 1年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	5,982,396,336	-	5,985,468,353	3,072,017
	カナダドル	906,203,359	-	908,748,512	2,545,153
	オーストラリアドル	274,024,080	-	273,222,840	801,240
	英ポンド	1,181,390,896	-	1,205,019,024	23,628,128
	デンマーククローネ	12,634,932	-	13,102,539	467,607
	ノルウェークローネ	90,413,036	-	91,611,328	1,198,292
	スウェーデンクローネ	133,926,784	-	137,469,216	3,542,432
	ユーロ	117,823,678	-	121,626,128	3,802,450
	計	8,698,813,101	-	8,736,267,940	37,454,839
	買建				
	米ドル	2,716,416,765	-	2,714,617,726	1,799,039
	カナダドル	557,382,942	-	558,810,336	1,427,394
	オーストラリアドル	1,121,717,005	-	1,144,957,968	23,240,963
	シンガポールドル	74,633,845	-	76,003,610	1,369,765
	英ポンド	1,040,495,114	-	1,054,258,128	13,763,014
	スイスフラン	80,334,799	-	82,702,820	2,368,021
	ノルウェークローネ	492,502,495	-	499,849,888	7,347,393
	スウェーデンクローネ	392,755,603	-	399,068,784	6,313,181
	メキシコペソ	339,719,299	-	341,843,755	2,124,456
	ポーランドズロチ	299,722,853	-	304,129,056	4,406,203
ユーロ	1,583,132,381	-	1,631,059,782	47,927,401	
計	8,698,813,101	-	8,807,301,853	108,488,752	
合計	17,397,626,202	-	17,543,569,793	71,033,913	

(注1) 時価の算定方法

国内における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって、以下のように評価しております。

1. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値によって評価しております。
2. 計算日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(注2) 評価損益の算定方法

評価損益は、本マザーファンドの期首（平成23年12月21日）から計算日までの期間に対応するものであります。

(注3) 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(3) 附属明細表（平成24年9月20日現在）

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考	
国債 証券	US TREASURY NOTE/BOND	0.375	2012/10/31	3,000,000.00	3,000,930.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	1.250	2014/4/15	9,800,000.00	9,952,292.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	1.000	2016/8/31	15,100,000.00	15,387,806.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	3.125	2016/10/31	7,640,000.00	8,440,366.40		
	US TREASURY NOTE/BOND	2.750	2016/11/30	8,690,000.00	9,479,486.50		
	US TREASURY NOTE/BOND	4.250	2017/11/15	3,070,000.00	3,613,697.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	2.750	2017/12/31	3,640,000.00	4,013,937.20		
	US TREASURY NOTE/BOND	3.500	2018/2/15	2,000,000.00	2,285,000.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	1.625	2022/8/15	200,000.00	197,156.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	5.250	2029/2/15	2,300,000.00	3,165,007.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	6.250	2030/5/15	3,900,000.00	5,996,250.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	4.500	2036/2/15	440,000.00	573,579.60		
	US TREASURY NOTE/BOND	4.375	2039/11/15	100,000.00	129,000.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	4.625	2040/2/15	1,600,000.00	2,143,488.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	4.375	2041/5/15	3,000,000.00	3,874,680.00		
	US TREASURY NOTE/BOND	3.750	2041/8/15	1,100,000.00	1,280,631.00		
	米ドル 小計				65,580,000.00	73,533,306.70 (5,765,746,578)	
	CANADA GOVT	4.000	2017/6/1	500,000.00	558,985.00		
	CANADA GOVT	3.500	2020/6/1	2,000,000.00	2,257,300.00		
	CANADA GOVT	2.750	2022/6/1	6,710,000.00	7,216,605.00		
	カナダドル 小計				9,210,000.00	10,032,890.00 (806,544,027)	
	AUSTRALIAN GOVT	4.500	2020/4/15	700,000.00	767,767.00		
	オーストラリアドル 小計				700,000.00	767,767.00 (63,002,960)	
	UK GILT	2.250	2014/3/7	3,100,000.00	3,193,310.00		
	UK GILT	3.750	2019/9/7	990,000.00	1,161,883.80		
	UK GILT	4.000	2022/3/7	3,381,000.00	4,077,756.48		
	UK GILT	4.750	2030/12/7	900,000.00	1,186,038.00		
	UK GILT	4.250	2039/9/7	2,740,000.00	3,341,046.40		
	英ポンド 小計				11,111,000.00	12,960,034.68 (1,648,775,612)	
	DENMARK BULLET	4.000	2017/11/15	7,000,000.00	8,202,390.00		
	DENMARK BULLET	7.000	2024/11/10	2,680,000.00	4,244,342.80		
	デンマーククローネ 小計				9,680,000.00	12,446,732.80 (170,893,641)	
MALAYSIA GOVT	3.835	2015/8/12	3,875,000.00	3,945,641.25			
マレーシアリングット 小計				3,875,000.00	3,945,641.25 (101,324,067)		

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考
----	----	-----------	-----	------	-----	----

国債証券	DEUTSCHLAND REP	4.250	2014/1/4	1,380,000.00	1,455,527.40		
	DEUTSCHLAND REP	1.750	2022/7/4	4,040,000.00	4,100,074.80		
	DEUTSCHLAND REP	4.750	2028/7/4	710,000.00	953,473.20		
	DEUTSCHLAND REP	4.750	2034/7/4	1,200,000.00	1,684,728.00		
	DEUTSCHLAND REP	4.250	2039/7/4	1,500,000.00	2,046,150.00		
	FINLAND GOVT	1.750	2016/4/15	880,000.00	922,284.00		
	FINLAND GOVT	3.500	2021/4/15	690,000.00	786,227.40		
	FRANCE OAT	3.750	2021/4/25	7,380,000.00	8,371,576.80		
	FRANCE OAT	3.250	2021/10/25	6,100,000.00	6,652,477.00		
	ITALY BTP	4.000	2017/2/1	4,830,000.00	4,962,100.50		
	ITALY BTP	6.500	2027/11/1	2,740,000.00	2,997,340.80		
	NETHERLANDS GOVT	4.000	2037/1/15	1,420,000.00	1,791,074.40		
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3.500	2015/7/15	1,690,000.00	1,841,136.70		
	REPUBLIC OF AUSTRIA	3.500	2021/9/15	1,740,000.00	1,963,294.20		
	SPANISH GOVT	5.500	2017/7/30	1,410,000.00	1,459,744.80		
	SPANISH GOVT	5.500	2021/4/30	2,180,000.00	2,163,868.00		
	ユーロ 小計				39,890,000.00	44,151,078.00	(4,517,538,301)
国債証券 計					13,073,825,186	(13,073,825,186)	
地方債証券	BRITISH COLUMBIA PROV OF	4.700	2012/12/18	3,260,000.00	3,287,058.00		
	カナダドル 小計			3,260,000.00	3,287,058.00	(264,246,593)	
	地方債証券 計					264,246,593	(264,246,593)
特殊債券	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	1.750	2015/10/6	6,600,000.00	6,757,080.00		
	FHLMC GOLD A17598	6.500	2034/1/1	11,575.79	13,311.46		
	FHLMC GOLD A20871	6.500	2034/4/1	43,443.05	49,508.56		
	FHLMC GOLD C52510	6.500	2031/5/1	14,252.09	16,561.64		
	FHLMC GOLD G08008	6.500	2034/7/1	31,842.68	36,424.52		
	FNMA 545477	7.000	2032/3/1	31,722.78	37,942.66		
	FNMA 555571	6.500	2033/3/1	13,436.91	15,523.39		
	FNMA 602285	6.500	2031/8/1	9,700.63	11,265.24		
	FNMA 609480	7.000	2031/10/1	10,944.57	13,106.34		
	FNMA 797553	5.000	2020/4/1	7,578.73	8,274.68		
	FNMA 813915	4.500	2020/11/1	26,685.45	28,931.83		
	FNW 2003-W1 2A	7.00708	2042/12/1	520,492.39	612,114.66		
	FNW 2003-W3 1A1	6.500	2042/8/1	10,157.65	11,499.17		
	GNMA 781542	6.000	2033/1/1	27,672.95	31,665.87		
	KFW	4.000	2020/1/27	1,180,000.00	1,364,870.60		
	米ドル 小計				8,539,505.67	9,008,080.62	(706,323,601)
	BANK NEDERLANDSE GEMEENTEN	3.500	2014/9/5	6,500,000.00	6,685,965.00		
ノルウェークローネ 小計				6,500,000.00	6,685,965.00	(92,132,598)	

種類	銘柄	利率 (%)	償還日	券面総額	評価額	備考	
特殊債券	ELECTRICITE DE FRANCE SA	5.000	2018/2/5	400,000.00	468,684.00		
	EUROPEAN UNION	3.250	2018/4/4	2,010,000.00	2,248,446.30		
	SVENSK EXPORTKREDIT AB	3.625	2014/5/27	1,000,000.00	1,049,340.00		
	ユーロ 小計				3,410,000.00	3,766,470.30	(385,385,241)
	特殊債券 計					1,183,841,440	(1,183,841,440)

社債券	BACM 2006-5 A2	5.317	2047/9/1	1,036,421.05	1,037,882.38	
	BACM 2006-6 A2	5.309	2045/10/1	442,341.58	451,329.95	
	BACM 2007-2 A2	5.634	2049/4/1	124,363.36	129,351.57	
	Banc of America Merrill Lynch Co	5.2474	2042/11/1	1,097,000.00	1,121,265.64	
	BSCMS 2002-PBW1 E	5.440	2035/11/1	300,000.00	299,922.00	
	CSMC 2007-C4 A2	5.95471	2039/9/1	400,451.25	403,566.73	
	DLJCM 1998-CG1 B4	7.44415	2031/6/1	244,000.00	249,438.76	
	GSMS 2006-GG6 A2	5.506	2038/4/1	113,861.96	117,580.69	
	JPMCC 2003-CB6 E	5.69826	2037/7/1	120,000.00	123,915.60	
	JPMCC 2006-LDP9 A2S	5.298	2047/5/1	576,258.92	581,364.56	
	JPMCC 2007-LD11 A2	5.98763	2049/6/1	491,388.30	506,041.49	
	JPMCC 2007-LD12 A3	6.17472	2051/2/1	1,072,000.00	1,141,519.20	
	JPMCC 2007-LDPX A3S	5.317	2049/1/1	397,000.00	408,997.34	
	LBUBS 2007-C6 A3	5.933	2040/7/11	588,000.00	651,715.68	
	MLCFC 2006-3 A2	5.291	2046/7/1	618,007.72	637,672.71	
	MLCFC 2006-4 A2FL	0.348	2049/12/12	229,577.36	228,498.34	
	MLMT 2007-C1 A2	5.93772	2050/6/1	92,398.65	94,080.29	
	MLMT 2007-C1 A3	6.04172	2050/6/1	39,000.00	42,016.65	
	MSC 2006-T23 A2	5.91766	2041/8/1	76,723.22	78,081.22	
	MSC 2007-1Q14 A2	5.610	2049/4/1	105,043.05	109,779.44	
	MSC 2012-C4 XA	2.88655	2045/3/1	6,025,040.15	878,872.60	
	MSRR 2010-C30 A3B	5.84317	2043/12/1	310,143.00	311,740.23	
	TIAAS 2007-C4 AJ	5.58487	2039/8/10	521,000.00	557,912.85	
	WBCMT 2007-C34 A2	5.569	2046/5/1	329,730.84	329,493.43	
	米ドル 小計				15,349,750.41	10,492,039.35 (822,680,805)
	FORTUM OYJ	4.500	2016/6/20	450,000.00	505,764.00	
	GE CAPITAL TRUST IV	4.625	2066/9/15	165,000.00	156,377.10	
	ユーロ 小計				615,000.00	662,141.10 (67,750,277)
	社債券 計					890,431,082 (890,431,082)
	合計					15,412,344,301 (15,412,344,301)

(注) 1. 通貨種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 種類ごとの計及び合計金額欄は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の合計 額に対する比率
米ドル	国債証券 16 銘柄	37.41 %	47.33 %
	特殊債券 15 銘柄	4.58 %	
	社債券 24 銘柄	5.34 %	
カナダドル	国債証券 3 銘柄	5.23 %	6.94 %
	地方債証券 1 銘柄	1.71 %	
オーストラリアドル	国債証券 1 銘柄	0.41 %	0.41 %
英ポンド	国債証券 5 銘柄	10.70 %	10.70 %
デンマーククローネ	国債証券 2 銘柄	1.11 %	1.11 %
ノルウェークローネ	特殊債券 1 銘柄	0.60 %	0.60 %
マレーシアリングット	国債証券 1 銘柄	0.66 %	0.66 %

ユーロ	国債証券	16 銘柄	29.31 %	32.25 %
	特殊債券	3 銘柄	2.50 %	
	社債券	2 銘柄	0.44 %	
合計			100.00 %	100.00 %

(注) 組入債券時価比率は、公社債の合計額に対する各公社債の各通貨ごとの比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

デリバティブ取引関係注記に記載したとおりであります。

第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

第5 商品明細表

該当事項はありません。

第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

第8 借入金明細表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(平成24年10月31日現在)

資産総額	479,123,792 円
負債総額	1,409,192 円
純資産総額(-)	477,714,600 円
発行済数量	543,532,719 口
1万口当たり純資産額(/ ×10000)	8,789 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

ありません。

(3) 譲渡制限

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本金の額

平成24年10月末現在の委託会社の資本金は、100億円です。

委託会社が発行する株式の総数は13万1,560株で、うち発行済株式総数は10万8,448株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

（2）委託会社等の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会の決議により選任され、その任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとします。ただし、任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役を選任するとともに、取締役社長1名を選任します。また、取締役会は、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、その議長を務めます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決議します。

投資運用の意思決定機構

ファンドの個々の取引の運用指図は、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、委託会社のファンドマネジャーが行います。

ファンド毎の運用基本方針、具体的な運用ルールである運用内規および月次運用方針については、運用部門中心に構成される協議機関において市場動向・ファンダメンタルズ等の投資環境分析を踏まえ協議され、運用担当部（室）の部（室）長が決定します。

ファンドマネジャーは、運用基本方針、運用内規および月次運用方針に基づき、具体的な銘柄選択を行い、組入有価証券等の売買の指図を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成24年10月末現在、委託会社が運用するファンドの本数および純資産総額合計額は以下の通りです（ファンド数、純資産総額合計額とも親投資信託を除きます）。

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額 （単位：億円）
追加型株式投資信託	174	18,082
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	5	701
単位型公社債投資信託	0	0
合計	179	18,783

純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てて記載しておりますので、表中の個々の金額の合計と合計欄の金額とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1.財務諸表の作成方法について

委託会社であるニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）第2条および「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号。）に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）の財務諸表について有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		6,270,894		1,324,746
有価証券		11,023,094		8,309,605
前払費用	1	195,613	1	200,463
未収委託者報酬		1,751,247		1,465,803
未収運用受託報酬	1	656,202	1	778,921
未収投資助言報酬	1	171,421	1	154,740
繰延税金資産		295,260		273,967
その他		64,039		44,410
流動資産合計		20,427,773		12,552,657
固定資産				
有形固定資産				
建物	2	133,329	2	115,964
車両	2	5,095	2	2,970
器具備品	2	179,790	2	148,251
有形固定資産合計		318,215		267,186
無形固定資産				
ソフトウェア		1,372,451		1,228,624
ソフトウェア仮勘定		51,575		55,978
その他		8,203		8,171
無形固定資産合計		1,432,230		1,292,774
投資その他の資産				
投資有価証券		16,986,491		25,328,584
差入保証金	1	284,824	1	283,591
繰延税金資産		500,589		437,364
その他		17		38
投資その他の資産合計		17,771,923		26,049,578
固定資産合計		19,522,370		27,609,540
資産合計		39,950,144		40,162,198

負債の部

流動負債

預り金		28,412		30,600
未払収益分配金		4,324		-
未払償還金		151,440		148,104
未払手数料	1	683,709	1	560,208
未払運用委託報酬		391,985		396,073
未払投資助言報酬		106,084		126,813
その他未払金	1	187,916	1	205,721
未払費用	1	119,099	1	122,185
未払法人税等		145,709		149,239
賞与引当金		552,829		538,159
その他		42,559		22,815
流動負債合計		2,414,070		2,299,923

固定負債

退職給付引当金		644,223		767,977
役員退職慰労引当金		11,275		13,630
その他	1	66,068	1	4,973
固定負債合計		721,566		786,580

負債合計

		3,135,637		3,086,503
--	--	-----------	--	-----------

純資産の部

株主資本

資本金		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計		8,281,840		8,281,840

利益剰余金

利益準備金		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金		120,000		120,000
研究開発積立金		70,000		70,000
別途積立金		350,000		350,000
繰越利益剰余金		17,625,364		17,833,930
利益剰余金合計		18,305,171		18,513,737
株主資本合計		36,587,011		36,795,577

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金		227,494		280,116
評価・換算差額等合計		227,494		280,116

純資産合計

		36,814,506		37,075,694
--	--	------------	--	------------

負債・純資産合計

		39,950,144		40,162,198
--	--	------------	--	------------

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,004,207	9,952,331

運用受託報酬		3,873,347		3,987,169
投資助言報酬		751,384		705,920
業務受託料		47,100		47,100
営業収益計		15,676,039		14,692,522
営業費用				
支払手数料		4,548,772		4,131,652
広告宣伝費		110,792		27,241
公告費		466		323
調査費		2,708,450		2,700,559
支払運用委託報酬		1,442,927		1,294,778
支払投資助言報酬		448,879		479,438
委託調査費		20,521		42,633
調査費		796,121		883,708
委託計算費		104,902		101,748
営業雑経費		543,623		390,063
通信費		57,003		55,182
印刷費		175,972		133,820
協会費		17,084		17,984
その他営業雑経費		293,563		183,076
営業費用計		8,017,006		7,351,588
一般管理費				
役員報酬	1	62,167	1	59,718
給料・手当		2,985,814		3,012,857
賞与引当金繰入額		547,443		537,887
賞与		256,821		260,246
福利厚生費		550,141		566,829
退職給付費用		163,211		156,575
役員退職慰労引当金繰入額		5,550		5,455
役員退職慰労金		637		650
その他人件費		135,147		115,587
不動産賃借料		635,759		632,434
その他不動産経費		38,835		27,417
交際費		14,220		14,037
旅費交通費		87,941		90,473
固定資産減価償却費		627,055		654,122
租税公課		77,387		79,628
業務委託費		183,393		179,945
器具備品費		178,045		151,259
保守料		92,961		87,228
保険料		63,246		60,291
寄付金		820		5,000
諸経費		39,883		56,644
一般管理費計		6,746,486		6,754,291
営業利益		912,546		586,642
営業外収益				
受取利息		3,284		1,966
有価証券利息		107,994		93,236
受取配当金		102,558		45,856
その他営業外収益		22,945		17,359
営業外収益計		236,783		158,419
営業外費用				
為替差損		9,852		6,419
賃貸借契約解約損		-		4,124
その他営業外費用		15,292		1,248

営業外費用計			25,144		11,792
経常利益			1,124,185		733,269
特別利益					
投資有価証券売却益			35,991		25,290
投資有価証券償還益			351		-
事故受取保険金	3		5,462	3	14,136
清算配当金			-	5	59,327
特別利益計			41,804		98,754
特別損失					
投資有価証券売却損			17,676		1,778
投資有価証券償還損			355,993		87,378
投資有価証券評価損			5,706		-
固定資産除却損	4		16,762	4	19,104
事故損失賠償金	2		22,343	2	39,244
特別損失計			418,482		147,506
税引前当期純利益			747,507		684,516
法人税、住民税及び事業税			272,647		263,157
法人税等調整額			37,686		77,232
法人税等合計			310,333		340,390
当期純利益			437,174		344,126

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	
株主資本				
資本金				
当期首残高		10,000,000		10,000,000
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		10,000,000		10,000,000
資本剰余金				
資本準備金				
当期首残高		8,281,840		8,281,840
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		8,281,840		8,281,840
資本剰余金合計				
当期首残高		8,281,840		8,281,840
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		8,281,840		8,281,840
利益剰余金				
利益準備金				
当期首残高		139,807		139,807
当期変動額				
当期変動額合計		-		-
当期末残高		139,807		139,807
その他利益剰余金				
配当準備積立金				
当期首残高		120,000		120,000

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	120,000	120,000
研究開発積立金		
当期首残高	70,000	70,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	70,000	70,000
別途積立金		
当期首残高	350,000	350,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	350,000	350,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	17,323,750	17,625,364
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	17,625,364	17,833,930
利益剰余金合計		
当期首残高	18,003,557	18,305,171
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	18,305,171	18,513,737
株主資本合計		
当期首残高	36,285,397	36,587,011
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126
当期変動額合計	301,614	208,566
当期末残高	36,587,011	36,795,577
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	93,537	227,494
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	133,956	52,622
当期末残高	227,494	280,116
評価・換算差額等合計		
当期首残高	93,537	227,494
当期変動額		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	133,956	52,622
当期末残高	227,494	280,116
純資産合計		
当期首残高	36,378,935	36,814,506
当期変動額		
剰余金の配当	135,560	135,560
当期純利益	437,174	344,126

株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	133,956	52,622
当期変動額合計	435,570	261,188
当期末残高	36,814,506	37,075,694

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

…決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

…移動平均法に基づく原価法によっております。なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の財務諸表を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

主な耐用年数は、建物3～15年、車両6年、器具備品2～20年であります。

無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4．引当金の計上基準

賞与引当金

従業員への賞与の支給に充てるため、当事業年度末在籍者に対する支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額（簡便法により自己都合退職による期末要支給額の100%）を計上しております。

なお受入出向者については、退職給付負担金を出向元に支払っているため、退職給付引当金は計上しておりません。

役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5．リース取引の処理方法

平成19年3月31日以前に契約をした、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6．消費税及び地方消費税の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

当会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

（注記事項）

（貸借対照表関係）

1. 関係会社に対する資産及び負債は以下のとおりであり、すべて親会社に対するものであります。			
	前事業年度	当事業年度	
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)	
前払費用	60,402千円	52,725千円	
未収運用受託報酬	296,706	383,091	
未収投資助言報酬	152,956	135,967	
差入保証金	280,262	280,262	
未払手数料	88,132	90,057	
その他未払金	14,956	19,525	
未払費用	60,986	59,677	
その他固定負債	66,068	4,973	
2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。			
	前事業年度	当事業年度	
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)	
建物	187,418千円	206,955千円	
車両	1,919	4,043	
器具備品	592,884	573,767	
計	782,221	784,767	

（損益計算書関係）

1. 役員報酬の限度額は以下のとおりであります。			
取締役	180,000千円		
監査役	30,000千円		
2. 事故損失賠償金は、当社の事務処理誤り等により受託資産に生じた損失を当社が賠償したものであります。			
3. 事故受取保険金は、当社が賠償した当社の事務処理誤り等による受託資産に生じた損失に係る損害賠償責任保険契約に基づき、受取った保険金であります。			
4. 固定資産除却損の内訳は以下のとおりであります。			
	前事業年度	当事業年度	
	(自平成22年4月1日	(自平成23年4月1日)	
	至平成23年3月31日)	至平成24年3月31日)	
建物	8,300千円	-千円	
器具備品	8,461	11,393	
その他	-	7,711	
計	16,762	19,104	
5. 清算配当金は、会社型投資信託の清算配当であります。			

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成22年4月1日至平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成22年6月25日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類

普通株式

配当金の総額

135,560千円

1株当たり配当額

1,250円

基準日 平成22年 3月31日
効力発生日 平成22年 6月25日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成23年 6月27日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式
配当金の総額 135,560千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 1,250円

基準日 平成23年 3月31日
効力発生日 平成23年 6月27日

当事業年度（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	108,448	-	-	108,448
合計	108,448	-	-	108,448

2. 配当に関する事項

配当金支払額

平成23年 6月27日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類 普通株式
配当金の総額 135,560千円
1株当たり配当額 1,250円
基準日 平成23年 3月31日
効力発生日 平成23年 6月27日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6月25日開催の定時株主総会決議において、次のとおり決議することを予定しております。

株式の種類 普通株式
配当金の総額 135,560千円
配当の原資 利益剰余金
1株当たり配当額 1,250円
基準日 平成24年 3月31日
効力発生日 平成24年 6月25日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」適用初年度開始前であるため、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 (単位：千円)

	前事業年度（平成23年 3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	3,237	2,461	776

(単位：千円)

	当事業年度（平成24年 3月31日）		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
器具備品	862	417	445

未経過リース料期末残高相当額等

（単位：千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
1年内	342	174
1年超	462	287
合計	804	462

支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

（単位：千円）

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
支払リース料	1,383	361
減価償却費相当額	1,258	330
支払利息相当額	53	19

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、自己勘定の資金運用にあたっては、資金運用規則に沿って、慎重な資金管理、資本金の保全、投機の回避に十分に留意しております。また、資金の管理にあたっては、投資信託委託会社としての業務により当社が受け入れる投資信託財産に属する金銭等との混同を来たさないよう、分離して行っております。

投資有価証券は主として利付国債と自社設定投資信託であります。これらは金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。自己資金運用に係るリスク管理等については、資金運用規則のほか自己資金運用に係るリスク管理規程に従い、適切なリスク管理を図っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2参照)

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	6,270,894	6,270,894	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,028,251	4,044,880	16,628
その他有価証券	6,994,842	6,994,842	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	10,512,627	10,567,760	55,132
その他有価証券	6,341,364	6,341,364	-

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金・預金	1,324,746	1,324,746	-
有価証券			
満期保有目的の債券	4,010,705	4,019,880	9,174

その他有価証券	4,298,900	4,298,900	-
投資有価証券			
満期保有目的の債券	18,362,076	18,430,810	68,733
その他有価証券	6,899,008	6,899,008	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっており、譲渡性預金以外のもは決算日の市場価格等によっております。

投資有価証券

これらの時価について、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)は、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資以外のもは、決算日の市場価格等によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
非上場株式	132,500	67,500

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(平成23年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	6,270,894	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	10,400,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
その他(注)	8,732,095	2,405,100	1,236,025	-
合計	19,002,989	12,805,100	1,236,025	-

(注) 譲渡性預金、投資信託受益証券、国庫短期証券等であります。

当事業年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,324,746	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,000,000	18,200,000	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				

その他（注）	6,301,000	2,409,250	1,459,100	-
合計	11,625,746	20,609,250	1,459,100	-

（注）投資信託受益証券、国庫短期証券等であります

（有価証券関係）

1．満期保有目的の債券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	12,507,839	12,583,440	75,600
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	12,507,839	12,583,440	75,600
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	2,033,039	2,029,200	3,839
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	2,033,039	2,029,200	3,839
合計		14,540,878	14,612,640	71,761

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
時価が貸借対照 表計上額を超えるもの	(1)国債・地方債等	21,338,974	21,416,990	78,015
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	21,338,974	21,416,990	78,015
時価が貸借対照 表計上額を超えないもの	(1)国債・地方債等	1,033,806	1,033,700	106
	(2)社債	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	1,033,806	1,033,700	106
合計		22,372,781	22,450,690	77,908

2．その他有価証券

前事業年度（平成23年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	5,495,142	5,493,181	1,961
	国債・地方債等	5,495,142	5,493,181	1,961
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,659,502	2,608,636	1,050,865
小計		9,154,645	8,101,818	1,052,826
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	999,700	999,761	61
	国債・地方債等	999,700	999,761	61
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	3,181,862	3,835,995	654,133
小計		4,181,562	4,835,756	654,194

合計	13,336,207	12,937,574	398,632
----	------------	------------	---------

当事業年度（平成24年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	4,298,900	4,297,606	1,293
	国債・地方債等	4,298,900	4,297,606	1,293
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	4,307,034	3,281,746	1,025,288
	小計	8,605,934	7,579,352	1,026,581
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他（注1）	2,591,974	3,160,015	568,040
	小計	2,591,974	3,160,015	568,040
合計		11,197,908	10,739,367	458,540

（注1）投資信託受益証券等であります。

（注2）非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「その他有価証券」には含めておりません。

区分	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
非上場株式	132,500千円	67,500千円

3．売却したその他有価証券

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	561,210	35,991	17,676
合計	561,210	35,991	17,676

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	90,200	25,200	-
(2)債券	-	-	-
(3)その他	31,237	90	1,778
合計	121,437	25,290	1,778

4．減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について5,706千円（その他有価証券の投資信託受益証券5,706千円）減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度である退職一時金制度と確定拠出型年金制度を採用しております。退職一時金制度については、年俸制総合職および一般職を制度対象としております。なお、受入出向者については、退職給付負担金を支払っております。

2．退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
(1)退職給付債務	644,223千円	767,977千円
(2)退職給付引当金	644,223千円	767,977千円

（注）当社は退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。

3．退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
(1)勤務費用	130,059千円	132,222千円
(2)退職給付負担金	33,151千円	24,353千円

（注）福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
福利厚生費として確定拠出型年金制度への拠出金	43,211千円	45,640千円

4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は簡便法によっているため、該当事項はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
(流動資産)		
繰延税金資産		
賞与引当金	221,131千円	204,554千円
未払事業税	18,935	19,923
その他	<u>55,977</u>	<u>49,981</u>
繰延税金資産合計	296,044	274,458
繰延税金負債		
有価証券評価差額	<u>784</u>	<u>491</u>
繰延税金負債合計	<u>784</u>	<u>491</u>
繰延税金資産の純額	<u>295,260</u>	<u>273,967</u>
(固定資産)		
繰延税金資産		
退職給付引当金	257,689	276,081
役員退職慰労引当金	4,510	4,857
税務上の繰延資産償却超過額	5,310	2,519
投資有価証券評価損	539,831	472,994
投資有価証券評価差額	261,653	212,965
その他	<u>30,323</u>	<u>6,911</u>
小計	<u>1,099,317</u>	<u>976,328</u>
評価性引当額	<u>120,282</u>	<u>106,755</u>
繰延税金資産合計	<u>979,034</u>	<u>869,573</u>
繰延税金負債		
特別分配金否認	58,098	50,467
投資有価証券評価差額	<u>420,346</u>	<u>381,742</u>
繰延税金負債合計	<u>478,445</u>	<u>432,209</u>
繰延税金資産の純額	<u>500,589</u>	<u>437,364</u>
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	前事業年度	当事業年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年3月31日)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		法定実効税率 40.00%
		(調整)
		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.93
	住民税均等割	0.85
	税率変更に伴う影響	9.27
	その他	<u>1.32</u>
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	49.73
3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正		
「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。		
平成24年3月31日まで 40.00%		
平成24年4月1日から平成27年3月31日 38.01%		
平成27年4月1日以降 35.64%		
この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債を控除した金額）は48,216千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が63,484千円、その他有価証券評価差額金が15,268千円、それぞれ増加しています。		

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,096,879

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

1．サービスごとの情報

当社は、資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

当社は、本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

当社は、本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

（単位：千円）

顧客の名称	営業収益
日本生命保険相互会社	2,205,257

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,352,450	未収運用受託報酬	296,706
								投資助言報酬の受取	697,329	未収投資助言報酬	152,956
								業務受託料の受取	47,100	-	-

当事業年度（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区	250,000	生命保険業	(被所有) 直接 90.00%	兼任有 出向有 転籍有	営業取引	運用受託報酬の受取	1,525,483	未収運用受託報酬	383,091
								投資助言報酬の受取	632,674	未収投資助言報酬	135,967
								業務受託料の受取	47,100	-	-

（注）1．上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件は第三者との取引価格を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

2 親会社に関する注記

親会社情報

日本生命保険相互会社（非上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	339,466円90銭	341,875円31銭
1株当たり当期純利益金額	4,031円18銭	3,173円18銭

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	当事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
当期純利益	437,174千円	344,126千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株式に係る当期純利益	437,174千円	344,126千円
期中平均株式数	108千株	108千株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。

通常の見取の条件と異なる条件であって見取の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

定款の変更等

該当事項はありません。

訴訟その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成24年3月末現在、324,279百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき監督官庁の免許を受けて銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき監督官庁の認可を受けて信託業務を営んでいます。

(参考) 再信託受託会社の概況

a. 名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

b. 資本金の額

平成24年3月末現在、10,000百万円

c. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

(平成24年3月末現在)

a. 名称	b. 資本金の額	c. 事業の内容
株式会社静岡銀行	90,845百万円	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
株式会社北洋銀行	121,101百万円	
日本生命保険相互会社	1,200,000百万円	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、生命保険業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

a. 名称

ザ・パトナム・アドバイザーズ・カンパニー・エルエルシー

b. 資本金の額

平成24年3月末現在、204,000米ドル（約16百万円、1米ドル = 82.19円）

（注）資本の額はCapital-Issued and Outstanding（発行済流通株式資本）を記載しております。

c. 事業の内容

内外の有価証券等に関する投資顧問業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。

(2) 販売会社

証券投資信託の募集の取扱いおよび販売を行い、一部解約に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を代行します。

(3) 投資顧問会社

委託会社との契約に基づいて、「ニッセイノパトナム・海外株式マザーファンド」および「ニッセイノパトナム・海外債券マザーファンド」の運用指図(国内の短期金融資産を除きます)を行います。

3【資本関係】

日本生命保険相互会社(販売会社)は、委託会社の株式を97,604株(持株比率90.00%)保有しています。

委託会社が所有する関係法人の株式または関係法人が所有する委託会社の株式のうち、持株比率が5%以上のものを記しています。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に図案や委託会社の名称およびロゴマーク、イラストを使用すること、またファンドの基本的性格および形態の一部、キャッチコピー、当該届出書に係る目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (3) 投資者へ投資信託の仕組み等を説明するため、また届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について投資者の関係法人への照会方法を明確にするため、交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
 - ・ ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更の際には、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
 - ・ 商品内容・販売会社に関するお問合せや、資料のご請求などを委託会社のコールセンターで承っております。
 - ・ 基準価額については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
なお、委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）への照会先は下記の通りです。
コールセンター 0120-762-506
（午前9時～午後5時 土、日、祝祭日は除きます）
ホームページ <http://www.nam.co.jp/>
- (4) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）は、販売会社にご請求いただければ、当該販売会社を通じて交付いたします。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、届出書本文「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針」の詳細な内容については、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 目論見書の巻末に用語集を掲載することがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小暮和敏 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 新 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているニッセイアセットマネジメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイアセットマネジメント株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成24年11月8日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山田 信之 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 松崎 雅則 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDCニッセイバランスアクティブの平成24年3月22日から平成24年9月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、DCニッセイバランスアクティブの平成24年9月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、当社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)